

9月8日 総務教育常任委員会 会議録

- 日時・場所 令和4年9月8日(木) 午前8時59分～午後1時10分 第1委員会室
- 出席議員 町田貴子、奥田伸行、中山功一、尾嶋準一、油本朋也、斉尾智弘
長谷川昭二、阪本和俊
- 欠席議員 なし
- 他の出席を
求めた議員 議長 津川俊仁
- 執行部職員等 磯江総務課長、中野企画財政課長、藤江町民課長、友定出納室長
中原教育総務課長、前田生涯学習課長
- 議会事務局 大庭局長、福嶋主幹

〈会議に付した案件及び経過と結果〉

1 開会 : (8:59)

○奥田副委員長

それでは、定刻前ですが、総務教育常任委員会を開会したいと思います。委員長、挨拶をお願いします。

2 委員長あいさつ

○町田委員長

皆さん、おはようございます。今日は、総務教育、盛りだくさんの項目がありますが、できれば午前中ぐらいで済ませたいと思いますので、皆さんのたくさんの御意見頂いて、スムーズに進みますように、御協力よろしくお願いたします。

3 所管事項について

(1) 教育総務課・生涯学習課

○町田委員長

所管事項についてで、中原教育総務課長さん、それから、前田生涯学習課長さんに上がってきていただいております。その教育総務課関連と生涯学習課関連の、順番といたしましては、最初に決算、それから次に補正、条例というふうに進みたいと思います。

初めに、決算関係の質疑をお願いします。この主要施策の成果の内容でも結構です。よろしくお願いたします。中山委員。

○中山委員

主要施策の88ページで、小学校の管理費ですけれども、1目、北条小学校管理費の中の学校主事補佐員・図書館司書補佐員等支援員等の設置の金額と、2目の大栄小学校の同じ項目の金額が随分違うんですけれども、これはなぜでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校主事補佐員、図書館司書等の人数でございます。説明の際に北条小学校の人数については、10人ということで説明をさせていただきました。また、大栄小学校については、15人ということで説明をさせていただきました。大栄小学校のほうが、北条小学校に配置をしていない役職がございます。具体的に申し上げますと、学校生活適応支援員、

不登校ですとか問題を抱える子どもたちの声を聞くような職種で1人、そしてスクールバスの運転手。北条小学校にもスクールバスはございますが、こちらのほうで予算の管理をしておりませんで、大栄小学校には運転手2名と、添乗員2名の4名が加わっているということで、大栄小学校のほうが結果的に5名多いというような結果となっております。以上でございます。

○中山委員

ありがとうございます。90ページお願いします。90ページの6目、7目のことばの教室とまなびの教室のところですけども、成果のところ、「必要なことばのトレーニングやコミュニケーションの力を高める小集団指導を行うことにより、友達に思いを伝えることを楽しみ、自信をつけさせることができた」。まなびの教室のほうは、「一人一人に合わせた指導を行うことによって、子どもたちが「できた」「わかった」喜びを味わったり学び方を身につけたりし、自信をつけさせることができた」というふうにあつて、自信をつけさせるということに成果が出てるといふことなんですけれども、ニーズがあつて応えていけるってことだと思つてます。とすればやっぱり、大栄だけじゃなくて、ほかにも必要なんじゃないかなと思つてますけれども、どうでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

現在、通級指導教室、ことばの教室、まなびの教室それぞれ大栄小学校で行っております。ただ、まなびの教室につきましては、大栄小学校で行っている形にはなっておりますが、週に2回だったと思つますけど、北条小学校のほうにも出向きまして行っているという状況でございますので、2校でやっているというような認識であります。ただ、ことばの教室につきましては、1か所でございます。必要人数のこともありますし、あと、県のほうの考え方が大きく影響しております。職員配置の関係で、各町に1か所あるとか、対象校数を限定してというようなことがありますので、教育委員会としましては、県のほうに設置増の要望は随時出させていただいているんですけども、なかなかかかかってないというのが実情でございます。引き続き、要望のようなことは続けていきたいと思つます。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

次、92ページをお願いします。中学校の部活動のことなんですけれども、5番の部活動振興事業のところの成果に、「教員の長時間勤務の解消、心理的負担の軽減の一助となった」というふうにあるんですけども、その根拠になるものって何でしょう。どの辺りでそう成果を判断されたのかなと。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

まず教員の長時間の勤務の解消ですけども、毎月、部活動指導員の活動状況を、月報という形で時間数の報告をしていただいております。それに、顧問である教員の時間数も報告していただくような形になっておりますので、その中で単独指導が行われたなどか、そもそも部活動の決まった時間よりも短い時間で顧問が指導している、そういったところで本来でしたら100%その顧問が勤務しなければならない、イコール、その部活動時間なんですけども、それが削減されているところが見えてきておりますので、ただ、まだまだ完全に部活動指導員だけに頼り切るというような状況には届いておりませんの

で、そこは進めていきたいと思いますが、徐々にそういった部分は見えてきているのかなというふうに思っております。あと、心理的負担に関しては、数値的なもので確認できるものはないんですけども、やはり学校のほうからも部活動指導員を配置したいというような声で、こういった形で配置をしておりますので、そこを良く捉えれば学校としてもやはり配置をしてほしい、それにはやっぱり時間数の削減であったり、心理的な部分も含めての期待があるかなというところで書かせていただいているところでございます。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

ぜひ、数値として上げていただきたいなと思うんです。感覚的なものではなくて、去年がこの数値で今年はこの数値になったので効果が出てるっていうものを、やっぱりはかりたいと思うので、数値で表していただけたらありがたいと思います。

○町田委員長

いいですか、中原課長。

○中原教育総務課長

担当、顧問の教員の声もまとめるような形をしてみたいと思いますので、ありがとうございます。検討します。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

あと、学校ごとにも差があると思いますので、北条中学校ではこのくらい、大栄中学校ではこのくらいっていう学校での差も分かれると、配置の状況とかもいろいろ変えられるんじゃないかなと思いますので、その辺もお願いしたいところです。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校別でまとめてみたいと思います。

○中山委員

以上です。

○町田委員長

ほかにございませんか。油本委員。

○油本委員

すみません、中原課長、92ページ、成果なんですけど、細かい数字で恐縮です。上から2つ目の、③番、修学旅行引率の分ですけども、これ9万9,000円、旅費以外の経費というふうにおっしゃったと思うんですが、旅費以外の経費、旅費に全く関係ない経費って何がありますか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

修学旅行で例えばその施設を見学するという入館料ですとか、体験料といったものが、こちらのほうで上がっております。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

これ、教員さんの分なんですか。全部。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

はい。

○油本委員

9万9,000円というのが、いわゆるこの全部、生徒数書いてありますけども、生徒数と教員数ね。これ全員の分の、入場料なわけですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

すみません、説明が不十分で申し訳ありません。あくまでも教員の分でございます。児童生徒の分については、各保護者といたしますか、本人負担となっておりますので、教員に係る旅費以外の入館料ですとか、体験料といった部分の経費でございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

子どもの分は、子どもらの家が出して、先生の分は、これ学校がっていうか、町が出すんですね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

教員については、あくまでも業務の中の必要経費ということであります。旅費については、県が負担をしておりますして、県が負担し切れない旅費以外の部分を、町の予算のところで支出をさせていただいてるところでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

次に、すみません、99ページをお願いします。前田課長のほうの管轄にはなるんですけども、99ページの一番上の②番、六尾反射炉関連なんですけど、この成果の報告に限らず、よく草の生えやすい時期、よく草がぼうぼうになってて、ちょっと景観があまり良くないなという、そう見受けられる時期があるんですけど、大体年間を通して草刈りのペースとかそういうプランは立ててらっしゃるんですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

まだそういうプランまでは立ててないですが、ちょっと景観が悪くなりそうだなっていうタイミングを見ながら、今は草刈りをしている状況ですが、六尾は入り口でもありますし、その辺のところは注意をしながら、汚くならないようにしていきたいと思っています。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

昨日も暑い中調べてらっしゃいまして、いろいろお疲れさまでした。今おっしゃいますように、バス停からすぐの入り口でもありますし、向かいに610キッチンもあります

ので、可能な限りで結構なんですけど、町有地でございますんで、できればきれいにしていただければありがたいと思います。その辺もぜひ御配慮お願いします。

○町田委員長

いいですか。前田課長。

○前田生涯学習課長

そのように努めます。

○町田委員長

いいですか、ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

87ページ、お願いします。中段のあたり、⑩ですけど、高校生等通学費助成事業ということで上がってます。68人の申請があったということで、236万7,000円。一人頭の助成が7,000円だったと思ってます。7,000円を超えた部分を助成ということだと、そういうことですかね。だからこの金額になってるんですね。じゃあそれについて答弁を。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

議員の仰せのとおりでございます。定期代の補助を行っております。月額7,000円を超える部分について補助を行っております。9,000円でしたら、2,000円という形になります。県が2分の1補助を行っております、これの2分の1を町が補助しているという形でございます。以上です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

今の中学3年生が、おおよそですけど120人ぐらいだったと思ってます。それよりちょっと多いかもしれません。それで、当時と今の学生と比較することはできませんけども、その中で68人の申請があったということは、結構な方が申請されてるんだろうなと。これについて、例えば中部の高校に通ってるのか、あと鳥取、米子とか、そっちのほうに通っておられるか、こういうことの分析なんかはされとるですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今年3月の卒業生の進学先をまとめたものがございます。東部、中部、西部というくくりで報告をさせていただきたいと思います。全体で126人卒業しております。そのうち、中部が100人、東部の高校に通った生徒が7人、西部が19人という内訳となっております。この通学費の助成を受けておられる対象の中には、中部の学校に通っておられる子どもさんもあります。例えば、大栄の子どもさんが倉吉西高に通われるような場合、例えば倉吉駅まで車で出て、そこからバスでまた西倉まで通う、北条であれば、例えばバスが倉吉駅経由とはなるんですけども、バスに乗って西倉まで通うっていう、その場合も1か月当たりの定期代が7,000円を超えることがありますので、単純にこの68人が東部、西部に出られた子どもさんというわけではございません。以上です。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

この人数の、今後どうなっていくかっていうところもぜひ教育総務のほうで把握していただきたいなというように思っております。できれば、今統計取った3年ぐらいの、

そういうものを表でもあるような形でぜひお願いしたいなと思ってますので、よろしく
お願いいたします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今申し上げた数字は今年の春の分でした。もちろん、その昨年ですとか、その前もご
ざいますし、当然、今年度も数字は拾いたいと思いますので、どこの学校に通ってらっ
しゃるかっていうのも、申請書で私たちは確認させてもらいますので、その辺は十分に
把握をしたいというふうに思います。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。斉尾委員。

○斉尾委員

91ページ。先ほど中山委員がおっしゃったような質問ともちょっと同じようなところ
になるかと思うんですけども、①の北条中学校管理事業、その中で学校主事補佐員・
図書館司書補佐員等とかあります。それで、どこに入るのか分からないんですけども、
いろんな、例えばそのスクールソーシャルワーカーっていうような言葉があります。そ
ういう人に当てはまる人員っていうのは、ここではどういう人のことを言うのか、と申
しますのは、なぜそれを聞きたいかっていうと、前に北栄町の教育振興計画というのを
頂いております。その中で、不登校が本町でも少しずつ増加しているというようなど
ころがございました。それを見たときに、不登校、長年取り組んでいながら、全国的な傾
向なんですけども、本町でも増えているというようなどころに対して、どういう方が関
わって、当然保健室っていうのがあって、保健師さんとかが常駐しておられるってこ
とは存じ上げております。ですけども、それ以外にスクールソーシャルワーカーという
ものも必要ではないかなっていうふうに思ってるんですね。それが、どこの職種に対応
当てはまるのかなっていうことをちょっとお尋ねしたいです。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

様々あります。まず、一義的には担任に関わる必要があろうかと思えます。ただ、担
任だけでは子どもたちの心のケアっていうのも、し切れないところもありますので、そ
れの専門の職員も配置しております。まず、ちょっと役職名を並べますけれども、スク
ールカウンセラーという職種がございます。あるいは、こころの教室相談員という相談
員も配置をしておりましたり、あと議員おっしゃいましたスクールソーシャルワーカー、
これは家庭に入っていったりするような場合ですとか、関係機関につなげていって
るような、したりするような場合もございますので、様々な役職の職員が子どもたちの心の
ケアですとか、不登校対策のほうに当たっているという状況でございます。人数的には
増加傾向にあります。いろんな問題があって、この不登校という形で表れているかと思
っております。子どもの特性の問題もあったりですとか、あとやっぱり家庭の環境、保
護者の方の考え方というものも少なからず影響があるのだらうなというふうには思っ
ておりますので、なかなか簡単にこれだけすれば不登校が解消するというようなところが、
まだ方法がなくて、いろんなケースに応じて、いろんな方法で対応していくというもの
を現在行っているところでございますが、引き続き件数が増えないように、できる限り
その子どもたちが学校に行きたくなるような取組で続けていきたいというふうに思っ
ております。以上です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

先ほど言われたように、不登校になる原因っていうのが様々ある中で、特定はできないと思うんですね。ただ、一人のお子さんに対しては、例えば先生が怖いとか、あと友達にいじめられたとか、あと授業についていけないとか、そういうようなことがあると思うんですね。そういう一人一人に対する分析っていうのは、されてるんでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

私、先ほどいろんな職種を紹介させていただいて、それぞれの役割でということでお話はさせていただいたんですけども、学校全体としては、担任任せだったり、そのそれぞれの役職に任せっきりでなくて、学年団であったりとか、学校全体でも不登校児童・生徒のケースを定期的に把握するようにしております。ちょっと学校によって違いはありますが、1週間に1回だとか会を持ちまして、その子どもたちのその状況を学校全体で把握したりですとか、あと現状に対してどういった対応をしていこうかという方針を決めるような会も持ちながら、学校全体で取り組んでいるところでございます。以上です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

最後に言われた、一人一人に対応というところ、それはこの生徒に対してはこういうふうに対応していこうっていうことを決めておられるっていうふう理解していいんですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そのとおりでございます。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そこまでやっていただくっていうことは、非常に大事なことだと思っています。数だけ把握して、今こうだよっていう状況だけではなかなか解消しないので、お子さん一人一人しっかりとつなげて、教室に入れてあげるのか、例えば学校に来ることにつなげるのか、どこまでの成果にするのかっていうようなことも一つ一つ違うと思いますので、ぜひそういうところに鋭意力を入れて、将来的には減少傾向にあると、不登校の方が減少傾向にあるという報告をしていただけるようなことで頑張っていたいただきたいなと思っております。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

なかなかその、こういった結果をお示しするときにいうのは、人数という形でしかお示しできないです。そういったところでいうと、まだ増えているというような状況ですので、なかなか減るっていうところに結びつけられてないですけども、議員御助言いただきましたように、一人一人、丁寧に対応して、何とかそれが結果的に減るほうにつながるようにしていきたいというふうに思います。ありがとうございました。

○町田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員

102ページ、一番上のすいか・ながいも健康マラソン大会事業です。参加者を見ると、令和3年度が増えている。バーチャルでやったってということで参加しやすかったのかなと思います。それで、結構すごいなと思いました。私は、バーチャルでやるので、なかなか参加者って少ないのかなと思ってたんですけど、増えたってということで非常に喜んでますけど、将来的に現場でやるっていうことになると思うんですね。コロナが収まってくると、北栄町に来ていただくと。プラス、このバーチャルっていう部分も捨てるのが難しいなと私はこれ数字見て思ったんですね。ぜひ、この両方取り入れたような格好での、将来的なことっていうのをお考えでしょうか。

○町田委員長
前田課長。

○前田生涯学習課長

ありがとうございます。今回、令和3年、令和4年、2年分バーチャルで実施した形になりますが、今年度はこの3,600ではなく、三千、ちょっと今正確な数字はちょっと覚えてないんですけども、ちょっと減っております。ただ、47都道府県、全国から御参加いただけたってところは、すごく大きい成果だったなと思っております。今まで、現地だったら来られなかった人、沖縄とかからも、令和3年とかもありましたし、令和3年、令和4年ともに、47都道府県全部ってというのは、このすいか・ながいもマラソンPRできたってというのは、効果があったと私も考えております。東京マラソンをされたりとか、いろんなところで現地開催がされつつあるので、当然、来年に向けて現地開催も考えていかないといけないと考えておりますが、今言われたように、ハイブリッド、両方やるっていうのも一つだなと私も考えております。ただ、実行委員会形式でやっておりますので、実行委員会にかけて、皆さんの御意見を聞きながら、どういうやり方で来年度実施するかは検討していきたいと思っています。今まで現地開催のときって、定員を4,000人としておりましたが、すごい人気があって、10日、2週間足らずで4,000人以上集まってしまうぐらいの人気があった形にはなりますので、ただ、今コロナ禍の中、4,000人を集めること自体がどうなのかとか、そういう観点を持ちながら、減らしていたらその分バーチャルでやるとか、その辺も含めて実行委員会と一緒に考えていきたいと考えております。以上です。

○町田委員長
齊尾委員。

○齊尾委員

それでは、108ページ。⑤のところ、一番上です。展示・鑑賞・発表経費事業ってということであります。これ見たときに、その下に公民館まつりということがあります。聞くとところによると、何か団体が違うってということ聞いたんですね。ここで出てる美術展、下の公民館まつり等に参加しとる団体、これどういう方で、どういう名称ですかね。それについてお尋ねしたい。

○町田委員長
前田課長。

○前田生涯学習課長

団体といいますか、美術展は無鑑査ですとか、鑑査ですとかもう本格的にやっておられる方が出すほうが美術展で、公民館まつりは、ある意味どなたでも出せるようなものになっておりますので、団体といいますか、どなたでも出せる身近なものが公民館まつ

りというような感じで私は受け止めておりますが、はい。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

今、北条農村環境改善センターでやってる、あれは何っていう団体でしたっけ。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

文化団体連絡協議会です。あれは、有志の方たちでやっておられる展示になっております。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

この間、そこに参加させていただいて関係者の方といろいろ話ししとったんですね。そうしましたところ、その団体は500円の会費をもらってやってるっていうことで、要はそういう組織化されているんです。らしいんですけど、私も具体的なことは今回初めて知ったんですけど、それで、要は若い人がなかなか入ってこないというようなことがあったんで、ここで言うことではないんですけど、幾つかの団体があるのかなっていうふうにちょっと思いましたんで、ここで質問をさせてもらいました。ですから、先ほど言われた、どなたでも参加できるっていうのは、特に団体ではないということで考えてよろしいですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

公民館まつりということではよろしいでしょうか。公民館まつりにつきましては、各陶芸教室ですとか、中央公民館がやってる教室からの作品も展示されたりというような形になりますので、特に団体に所属とかではなく、陶芸教室に行ったり、木工教室に行ったりっていうような、そういう教室の作品を並べたりもしますので、いろんな方が自由に出品できるというふうに認識しております。以上です。

○齊尾委員

今日はそれぐらいでいいです。

○町田委員長

ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員

主要施策の成果の96ページです。上のほうの⑧地域副読本作成事業で、今回漫画を作られて小学生に配布されてますけども、その後の活用したっていう部分、どのような活用があったのかを教えていただければ。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

現在、9月末までに読んでいただいて、ポップを今募集してます。皆さんに読んでいただくというのがまずスタートだと思っているので、ポップを作ろうと思えば、読まないポップが作れないので、皆さんにポップを作ってもらって、それを図書館のほうで、皆さんこれ読んでくださいっていうような……。今、募集をしているような形で、学校のほうに配って終わりにならないようにということで、これからも検討していきたい

いなと考えております。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

今のは、小学校、中学校両方に対してですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

そうです。

○中山委員

分かりました。ありがとうございます。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

先ほど、斉尾委員の質問の中で答えられた不登校に対する対応について、ちょっとお聞きしたいんですけども、一人一人に対応できるようにというふうに言われたんですけど、それをすると今度は、職員の長時間勤務につながるんじゃないかと思う部分もあるんですけども、その辺の考えはどうでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

私、先ほどのお答えで、第一義的には担任がっていうようなお話もさせていただきました。担任だけではなかなか抱え切れないう問題でありますので、学校全体ですとか、あと専門の職を配置して、その中で相談を受ける役割の立場、あるいは実際に不登校になったときに、その家庭との連絡調整を行うようなスクールソーシャルワーカーというところで、分業といいますか、分担、状況に応じて必要な職種に関わりをつくりながら支援をしていくというようなことで考えております。当然、町が配置している人だとか、学校だけではなかなか解決できない場合もあります。不登校の子どもたちが通えるように、中部の1市4町で設置をしております中部子ども支援センターといった機関であったりだとか、あと町内にもフリースクールというものがございますが、そういったところも効果的に活用といいますか、連携しながら対応していきたいというところがございます。

○中山委員

ありがとうございます。

○町田委員長

ほかにございませんか。油本委員。

○油本委員

すみません、前田課長のほうに当たるんですが、決算書のほうで118、119ページでございます。ついでに、成果のほうでは100ページに案内してあります。よろしいでしょうか。5項1目16節で、公有財産購入費というところで、予算金額420万円余りのところを、(決算額)74万9,000円。これ購入されたB&Gの駐車場用地ですよ。説明のときには、安価で購入できたためというふうにおっしゃいました。あまりに予算とかけ離れているわけですが、安価で購入できた原因っていうのは、それ何なんですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

今の現況が、(地目は)畑になっていても山林みたいな状況でしたので、まず近くの、田畑の売られる値段とかを農業委員会等に御相談しまして、まずスタートはこの金額からいこうっていう一番安い金額で提示して、そこから要望を聞きながら、ここまでだったらこの予算の範囲内で買えるなっていう話をしてましたが、一番最初に持っていった金額で、皆さん、もうその金額でいいですっていうことで合意していただけたので、私たちも思っていないくらい安く買えて、お譲りいただけたというような形になっております。現況、活用できていない土地だったということも大きかったのかなとは思いますが、以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

ということは、初めの予算で420万円余りというのは、マキシマム、最大値これぐらいまでだったら払えるだろうということで組まれた予算ですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

現況ではなく、その地目の金額ではじいて出していたので、地目が宅地になっている部分もあったので……。固定資産台帳上に載っている地目でまずは予算を要求しましたが、結局そうじゃなく、その現況で判断して、安価になったというような形にはなりません。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

地目で判断されたのと現状のそのギャップということですよ。そういう御事情はもちろんです。ただ、よく議員のほうから、毎年毎年そうですけども、予算をまず組む時点で、これだけ、要は17.6%しか使ってらっしゃらないんですよ、数字的に見て。予算額が350万円弱余っているわけです。よく本当に言われるのが、本当恐縮なんですけども、それだけの額があったら、初めから当初予算で別の事業組めるんじゃないかと言われることがありますので、こういったときはなるべく詰めてといいますか、限界はあるでしょうけども、そこまで配慮された上でまた初めから予算組まれるべきかと思いますが、その辺いかがでしょうか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

はい、そのように努めたいと思います。

○町田委員長

ほかにございませんか。阪本委員。

○阪本委員

埋蔵文化財の調査ということが目的だと思うんですけども、土地の購入。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

そちらについては、六尾反射炉のほうは埋蔵文化財(の調査)をしていますが、B&Gのほうは、駐車場拡張のために購入したもので、先ほど油本委員のおっしゃった部分につ

いては、駐車場拡張のための用地でございます。阪本委員おっしゃるように、六尾反射炉跡については、現在、発掘調査を実施しております。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

予算と実際の購入価格に差があるということなんですが、今の時代はとんでもない時代になりよるんですよ。売りたい土地はみんなが売りたいけども、買う人がないんです。だから今回、一般質問に出しております。ああいった宅地であれ、農地であれ、もうとにかく、放棄なんですよ、みんなが。投げときゃええ。だから、その相続の関係でも、すごい困っとられるんです。子どもが出ちゃつとる、家は要らん、土地も要らん、畑や田んぼもましてやそんなもん要らん。そういうことがあって、それだけ差があるのは、これは、私は当たり前だと思っています。その土地が何ぼ値打ちがあると思っても、やっぱり管理する人が大変なんですよ。もう負の遺産です、みんな。だから、土地を買うときには、安くても、やっぱり目的を持って、調査だけでなしに、じゃあ、反射炉の跡、復元してやるのかどうなのか、もうそういったその復元ができないっていうことは、いわゆるその当時の設計図が残ってない。だから、できなかったんですよ。だから、大金を使って、そういったその調査するのがいいのかどうなのか。今の財政状況の中で、そこまでせないけんのかどうかっていうこともやっぱり、十分に考えてやってほしいと思います。私、この点についてはいいと思いますよ。

○町田委員長

阪本委員、今、その教育総務と生涯学習のほうの決算についてのお話でございますので、別の会で……。

○阪本委員

ただね、やっぱりその意識的に残しておいて、後でその財政調整基金のほうに振り替えるというようなことになってしまえば、結局、財政調整基金を自由に使ってもいいということになると、どんどんどんどんその財政が悪化してくるということも考えてほしいと思います。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

必要じゃない所については、当然買うつもりはありませんし、今の埋蔵文化財の、六尾反射炉跡どうするかっていうこともちらっと触れられたと思いますが、購入目的としては史跡公園にしたいということで、埋蔵文化財の発掘が目的というよりは、町の指定文化財としておりますし、あそこがそういう場所だったよというようなことが分かるような形で、史跡公園にしていきたいなと考えております。以上です。

○阪本委員

分かりました。

○町田委員長

ほかにございますか……。長谷川委員。

○長谷川委員

主要施策の成果の100ページです。その子ども第三の事業実施。地盤が悪いということで凍結になってますけれども、令和3年度から4年度に繰越しがされてるんですけども、結局、恐らくこの令和4年度内にも実施が難しいのじゃないかなというふうに思ってるんですけども、これについてはどのような実施のための検討とか、そういうものはどういうふうになってるんですかね。

- 町田委員長
前田課長。
- 前田生涯学習課長
先日の全員協議会のほうでもお話しさせていただいたと思いますが、こども家庭庁ができるようなタイミングで、本当にもう一回必要性について、一旦ゼロに戻って、もう一回考えて、設置が必要かどうか、そこからの話合いをもう一回仕切り直ししないと難しいかなと考えております。以上です。
- 町田委員長
長谷川委員。
- 長谷川委員
そうすると、その実施するしないの段階から、一からということですから、そこから検討し直すということなんですね。了解しました。
- 前田生涯学習課長
そのとおりです。
- 町田委員長
ほかにございませんか。斉尾委員。
- 斉尾委員
関連ですけど、今の長谷川委員が質問されたところに、601万円の基本実施設計委託料、これはもう支払われているんですよね。
- 町田委員長
前田課長。
- 前田生涯学習課長
はい、一部使っております。ちょっと待ってください。
- 町田委員長
前田課長。
- 前田生涯学習課長
すいません、資料があるんですが持ってくるのを忘れたようなので、幾ら使ったか、100、150万円程度だったと思うんですが、確認してからもう一度正式な金額をお知らせしたいと思います。
- 町田委員長
よろしいですか。斉尾委員。
- 斉尾委員
601万円っていうのは、ここに括弧書きで書いてありますね。これ、もう決算書なので、これ成果なので、これはもう使われたというふうに判断したんですけど、まだ使ってはいない。一部しか使っていないってことですか。
- 町田委員長
前田課長。
- 前田生涯学習課長
繰り越した金額がっていうことになります。
- 斉尾委員
分かりました。
- 町田委員長
ほかにございませんか。それでは次に進んでよろしいでしょうか。次は、補正予算です。補正予算について質疑をお願いいたします。油本委員。
- 油本委員

予算書、一般会計補正予算（第4号）の23ページをお願いいたします。上から3つございます。12、13、14の節のうち、13、14節について中原課長に質問します。まず、13節116万3,000円のうちの2万7,000円を、インターネットバンキング使用料と伺いました。これは、令和5年度からの学級費、学校に関する徴収費の費用としてと伺いましたが、令和5年のスタンバイのためにこれだけ今から始められるという意味でしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

提案説明の際にも、令和5年度から本格実施ということで説明をさせていただきましたが、準備段階からそのシステムを入れさせていただく必要があると考えております。その理由としましては、保護者の方に振替口座を申し出ていただいて、それを登録する作業が必要であること。実は今年度中に1回、今年度の徴収金について間違いなく引き落としができるかという試験的なこともやりたいと思っております。それに当たっては、そのインターネットバンキングも登録をしておく必要があるということで、3か月分を今回この計上させていただいております。失礼しました。3か月分は、システムの費用でした。12節の委託料の教材費管理システム保守委託料の6万6,000円が、2万2,000円掛ける3か月分の6万6,000円でございます。インターネットバンキング使用料につきましては、10月から3月までの登録ということで、6か月分を計上させていただいております。以上です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

いや、令和5年度からとおっしゃいましたんで、やたらそれにしても手回しがいいなと思ったものですから、そういうふうに質問したまででございます。本来だったら、早くも12月ぐらいかなって思ったものですから。分かりました。その下にいきます。バス借上げ料です。説明のときは、これ修学旅行のバスの借上げ料であるというふうに伺いました。その確認ですが、この113万6,000円。これ、何台がどこに行く料金なんですか。伺います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

4校分となりますけども、各校によってバスの台数、ちょっと異なっております。4校分の合計で、10台となります。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

この113万6,000円の金額の積算根拠、お願いします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校別に申し上げます。北条小学校、3台分で59万4,000円。北条中学校が同じく3台分で54万2,000円。大栄小学校が2台分で40万4,800円。大栄中学校が2台分となりますが、63万8,000円。2台分と3台分、同じ2台分でも金額が違っておりますが、日数が小学校、中学校異なるというようなところもございまして、1台当たりの金額も違ってきているというような状況でございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

すみません、今、私、何か勘違いしとったんかな。この113万6,000円の内訳を聞いたんですが、今、足したらこれ200万……、何なの。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

すみません。ちょっと説明が十分でございませんでした。大栄小学校はもう事業は実施済みでございます。今回、予算を計上させていただいた歳出予算のほうにつきましては、これから修学旅行が行われる分の学校だけでさせていただいております。今、申し上げたその大栄小学校ですとか大栄中学校については、今回の補正予算ではなくて、予備費を使わせていただいて、歳出のほうは組ませていただいておりますので、その金額も含めて今申し上げてしまいました。大栄中学校はこれからではございますけども、既にその予備費のほうで支出するような準備で進めているところでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

でしたら、北条中と北条小の分が残っているという意味ですかね。

○中原教育総務課長

北条小学校と北条中学校の分が、今、今回補正予算の金額と一致するかと思います。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

例えば、このバス代を決められるとき、これは見積りとか取られるとは思いますが、見積りを取ったかどうか、何社から取ったのか、それで落札はそのうちの何%になったのかとか、これ、そういった一般入札じゃなくて、いわゆる随契というんですかね。そういう形で行われるもんなんですかね。伺います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

通常、学校は修学旅行の費用を算出する場合には、旅行社を通じて金額を積算しております。1社の旅行社なのか、毎年お願いされている旅行社なのか、ちょっとそこは、細かくは承知できておりませんが、あまりその入札というような作業は行っていないというふうには認識しております。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

すみません。旅行社に、いわゆる旅行の行程全てを……。いわゆる全部の修学旅行が代金幾らですかというふうに聞かれるという意味だとは思いますが、そんな中でなぜバス代だけがこう上がってくるのかよく分かんないんですが、教えてください。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今回はそのバス代だけその予算のほうに上げさせていただきましたのは、県のほうが、

コロナのこともありまして、鳥取県内で修学旅行をする場合、そのバス代について補助を行うという制度が創設されました。さらにそれが、県から直接学校に補助金という流れがやっぱりできないようでした。補助金の受皿を町が担わざるを得ないというところもありまして、町のほうの予算の中でその修学旅行のうち、バス代の経費を取り上げて、この予算計上したというところでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

くどいようですが、ここに上がっているバス代は、旅行会社が算定したものを、それを信じて、そのまま上げてらっしゃるということですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

正確にはその旅行会社というよりは、旅行会社から学校を1回経由して、学校から報告のあった数字というところでございます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

くどいようですが、見積り取って、競合のバス会社何社かある中でそれを決められたとか、そういう意味じゃないんですね。伺います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

学校のほうが、旅行社を決定するに当たって、見積りで比較をしたかどうかというのは、申し訳ございません、確認ができておりませんので、そこはまたお答えしたいと思います。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

別に役場が絡んでなかったらいいです。もうそれは結構です。こっちで調べますから。次に行きます。14節、その下の工事請負費で伺いたいんですが、通学路の安全対策、34万4,000円上げてらっしゃる。すみません、ちょっと私、聞き漏らしちゃったんですが、この具体的なことをもう一度お願いできますでしょうか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

場所につきましては、北条中学校の東西を走っております町道がございまして、あの役場の旧北条庁舎から続く東西の道でございまして、北条中学校の東側は、ふれあい会館がございまして、テニスコートがあったりします。テニスコートから東側については、田んぼが続いております。田んぼの中の道も含めると、もう直線のような形になっております。ちょうど田んぼとそのテニスコートの境目の辺りについては、その用水路の関係もありまして、ちょっとクランクのような形になっております。車の立場からすると、見通しのいいところでございまして、スピードが出がちになっております。子どもたちは北条小学校のほうの北側から来たりとか、東側のほうから来たりとかいうようなところで、交差する場所でもありますし、車もスピードが速いというところで、ぜひ、車の

ほうに注意を促すという意味合いで、あそこにちょうどガードパイプが、ちょうどクラックのところにガードパイプがございまして、そちらに、通学路、徐行、スピード注意というような趣旨の看板を2枚設置させていただくものと、あと、テニスコートの前辺りになろうかと思っておりますけども、通学路という路面標示を行いたいと思っております。以上です。

○町田委員長

よろしいですね。油本委員。

○油本委員

関連して、それは、完成はいつ頃の予定ですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

申し訳ございません。ちょっと今お答えができません。看板は既製のものとございまして、路面標示も、初めてというよりは何回かやってるようなものですので、そんなに期間はかからないとは思っておりますが、業者決定の後には1か月程度もあればできるのかなと思っておりますが、申し訳ありません、時期がちょっと確認不足です。

○油本委員

分かりました。結構です。

○町田委員長

補正予算について。斉尾委員。

○斉尾委員

それでは、16ページの一番下、需用費で、消耗品費で22万2,000円を上げておられます。これは、紙おむつの処理ということの説明がありましたけども、どういう処理をされる予定ですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

6月の定例会の中の一般質問で、今、使用済みの紙おむつを各家庭に持ち帰っていただくところを、何とか園のほうで処分できないだろうかというような質問を頂きました。その際に、検討させていただくということでお答えをさせていただきました。ただ、ごみの臭いの問題、収集回数の問題、あるいは、保護者の負担感といったところが検討課題かなというところで思っております。今回、園として、どの程度、その臭いの問題が解消できるのか、臭いもありながら、収集まで保管できるのかというところを探るために、試験的に期間を区切ってですけれども、園のほうで処分するというようなことを試みたいと思っております。それに当たって、専用のごみ箱ですとか、ごみ袋だとか、そういったものをちょっと準備して向かいたいというふうに思っております。その検討のための費用でございます。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

紙おむつについては、業者に収集していただくというようなことになってる自治体があるようなんですね。ですので、毎日ということとはなかなか厳しいかもしれませんが、やっぱりその方向で、園で処分するっていうのもなかなか大変だと思いますから、業者に取りに来ていただくことはできないんですかね。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

現在も、こども園から出るごみにつきましては、一般の家庭ごみと同じように、収集業者さんに収集をしていただいております。それも、毎日ではなくて、やはり週に2回、家庭と同じ収集回数といいますか、その収集のタイミングでごみは出しております。よその自治体では、毎日収集をされている自治体、こども園もあるようですが、当然、それには費用が発生いたしますので、その費用対効果だったりとか、あと、収集業者が対応可能であるかとかいうところは、あわせて今回も検討はしたいと思っております。

○斉尾委員

衛生面もぜひ考えてね、お願いしたいと。以上です。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

特に、こども園ですので、臭いの問題もですが、その衛生面という、例えば、何かの感染症の原因、温床になってはいけないと思っておりますので、その辺も考えながら検討は進めたいと思います。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

予算書17ページの認定こども園管理運営費の中の需用費の修繕費ですけれども、屋外遊具の更新に係る費用ということで説明受けましたけれども、どんな不具合があるのかということをちょっと教えていただきたいです。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

修繕費の建物・設備のほうの関係で、私は、大誠こども園と由良こども園と2か所あるということで申し上げました。それぞれでその遊具関係の修繕を計画しておりますが、まず大誠こども園につきましては、未満児、特に2歳児のほうの子どもたちが使っております、複合遊具が外にあるんですけども、滑り台だけではなくて、子どもたちが入れるぐらいの、小屋ではないですね。何かあずまやでもないですけども、そういうものと滑り台が走っているような複合遊具があるんですけども、その複合遊具が、鉄の部分もございしますが、腐食が進んでおまして、それが構造に関わるのところの部分になります。業者が定期的に点検を行っているんですけども、その点検の中でも、撤去が必要ということがございましたので、それを新たに更新するものが一つでございします。あと、由良こども園に関しましては、屋外の遊具、鉄棒ですとか雲梯とかがあります。イメージしていただければと思うんですけども、雲梯の下、地面のところですね、落下しても痛くならないようにゴムマットがあるべきなんですけども、雲梯のところになかったり、鉄棒のところにはあったりして、あったりなかったりする状況でした。あと、あっても劣化していてかなり傷んでいるというような状況がありまして、県が、指導監査といひまして、こども園の事務のほうとか、施設の状況を確認するような機会があるんですけども、その監査の中で指摘を受けましたので、ゴムマットについても追加、更新をしようとしているものでございします。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

そのゴムマット、落ちてでもいいようにっていうのがよく敷いてあるんですけど、耐用年数っていうのはどのくらいのものなんですか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

申し訳ございません。ちょっとそこまでは確認ができておりません。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

恐らく耐用年数ごとに更新がかかってくるものだろうとは思いますが、県のほうから今回そういう指示があったということですが、恐らくほかの園でもこれからどんどん出てくるんじゃないかなと思いますので、安全第一で手を打っていただければと思います。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今回、由良こども園ということで上げさせていただいておりますが、ほかの園でも同じ話でありますので、必要な安全点検、そういったゴムマットの部分も含めて、遊具に関しては点検をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○町田委員長

ほかにございませんか。津川議長。

○津川議長

先ほどもありましたが、16ページの紙おむつの件です。消耗品費、一番下の消耗品費22万2,000円ですが、期間を決めて試験的にバケツなどを買って紙おむつを園で処理をするために試験的にやりますということでしたけど、じゃあ、より具体的にどういうことをするんですか。どこの園で、いつからいつまでして、その結果を踏まえて、どのように持っていきたいのかっていうふうなビジョンがあるのかなのか、お願いします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

現時点で、由良こども園を想定しております。既に、どういった方法ができるのかっていう検討は進めてもらっているところですが、できれば、いろいろ課題はありますけども、もしいろんな問題がクリアできるのであれば、来年度から実施ができればなと思っております。来年度の必要な予算が計上できる、当初予算の要求段階までには結論を出したいと思っております。12月、1月ぐらいだと思っておりますので、その間で話をまとめていきたいなと思っております。方法としましては、いろんな方法があるかと思っております。そこも決めて今向かっているわけではありませんが、今予算で上げさせてもらっているものについては、よく使っている家庭があるかと思っておりますが、小さいおむつ専用のごみ箱があります。専用の袋を設置して密封できるようなタイプで、それで臭いを遮断していくというような方法がありますので、まずはそれをやってみようと思っておりますし、屋外には通常のごみを保管するようなごみ箱もあります。蓋付きのごみ箱なんですけども、そういったもので対応できるものなのかどうか、その辺も併せて検討させていただきたいと思っておりますが、今申し上げた密封タイプの場合だったり、あと、屋外のごみ箱を設置したりとかいうような場合で、一番効果的にできる方法を探っていきたいと思っております。以上です。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

由良こども園で試験したいということではあるんですが、当然、先生方とも打合せをされて進めていかれると思うんですが、その合意は得られてるんでしょうかという問題。それから、含めて、じゃあ、その専用の紙おむつ入れを設置して、何人かに一つとかっていうことになるんでしょうけど、それを何日間か置いて、ごみの収集に合わせて搬出するというふうなシステムになるんでしょうか、最終的には。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

そこもまだ、選択肢としてはいろいろあろうかと思ってます。先ほど斉尾委員さんがおっしゃったように、毎日収集に来てもらう方法もあろうかと思ってます。当然、毎日収集しに来ていただく費用は発生しますが、衛生面とか臭いの問題は少ないかと思ってます。ただ、私が今申し上げました、密閉することによって、週の2回と、今現在の収集回数でも対応できるのではないかと。ただ、それに当たっては、その専用のごみ袋、密封するようなごみ袋が必要であるとかいうようなことがありますので、どの方法がいいのかというのは、検討の中で選んでいきたいなと思っております。以上です。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

少しお粗末だなっていうふうに私は思います。予算計上をされるのであれば、もう少し詰めたところで、こういう見通しがあるからっていうふうにやっていただきたいと、思いますので、方向性としてはまあいいと思うんだけど、もうちょっと検討してほしいかなと思います。それは感想です。お願いします。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

あくまでも、今回、補正予算でお願いしておりますのは、来年度以降に実施できればという前提の下で組ませていただいた試験的なものでありますので、確かに、何かこれでいくという方針を決めて予算計上をさせていただくのが一番いいのかもしれないけれども、いろんな選択肢がある中で、どれが一番理想的なのか探りたいという思いもございまして、ちょっと中途半端な状態になっているのは申し訳ないと思います。

○津川議長

もう一点。

○町田委員長

津川議長。

○津川議長

15ページです。コロナウイルスの臨時交付金事業の12節の委託料365万円です。こども園内の消毒作業委託料ということで計上されております。全協資料の13ページ、14ページのほうにもあるんですが、これと関連して、14ページのコロナ対応時間外業務の予算が681万6,000円。これは、こども園や小・中学校の職員さんの時間外手当等だと思います。見とるに、こども園での感染が結構ある中で、一クラスに陽性者が出た場合には臨時休園、学級休ませて、そして、そのクラスにはPCR検査してくださいっていうような指示が出て、その連絡を今、CoDMONで保護者とやり取りしながら連絡してや

つとると。そのCoDMON、私も参加してるんですが、深夜でも入ってくるんですね、情報がね。陰性でしたとか陽性でしたとか、学級が休みですとか、その分対応はされると思うんで、当然これは必要だなと思うんですが、何とか予算計上されて職員の労働が軽減されるようなことにぜひともしていただきたいんで、そのようになってますか。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

今回、補正予算では、消毒作業の委託料ですとか、あと時間外手当のほうを計上させていただいております。かなり、コロナの陽性者の発生だけではなく、日々の中でも対応が厳しいところでございます。消毒作業は毎日のことでございますので、当然通常の保育を行った上でそういった消毒作業に当たる人員を確保しながら、場合によっては担当がしなければならないというような状況もございまして、できれば外部の方に委託をさせていただきたいと、子どもたちに集中したいというところで上げさせていただいたものでございます。その時間外手当につきましては、ちょっと細かい話になってしまうんですけども、例えば、御家庭で、家族が陽性になったとか、PCR検査を受けるといった場合は、登園とかを控えていただいております。これは職員にも同じことが当てはまるわけですし、こども園に勤める職員の子どもさんが、例えば何かの学校とかの関係でPCR検査を受けなければならない、その場合、職員である本人も勤務を休まなければならないような状況がございまして。そうした場合、こども園、約11時間開園をしておりますけれども、一人8時間弱ぐらいの中で常勤の職員とパート職員を組み合わせながらその11時間で子どもたちを見ております。今申し上げているような理由でパート職員が勤務できないとなると、今度は正職員がそのパート職員が担っていた部分まで時間外をしながら、早朝、延長保育を担当したりだとか、そういった事態が発生してきているのが今の現状です。なかなか保育士が確保しにくい状況、ぎりぎりの状況の中で今運営をしておるのに、さらにコロナで人員不足になってるような状況になっておりますので、時間外が多くなってしまっているところでもあります。なかなか人員不足のところは解決策っていうのがすぐ取れてないんで、こうやって時間外で対応せざるを得ないところもあるんですけども、消毒の部分とか、できるところについては外部のほうに委託しながら、園の職員の負担が少なくなって、さらに健全な運営ができるように努めたいと思っております。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

今のところに関わるんですけども、PCRを受ける対象になると、その家族が勤務を控えたりとか、兄弟、姉妹が登校、登園を控えたりという状況があるんですけども、こういう言い方は失礼なのかもしれませんが、PCR検査をして陽性になる確率ってかなり低いように思うんですね。一学年全部して0とか1とかいうようなのが現状だと思います。そういう中で、PCRの対象になったから仕事を控えてください、登校、登園を控えてくださいっていうのはちょっと厳し過ぎるんじゃないかなと思う部分があるんです。今言われたように、負担はほかにかかってきて保育の質が下がるとかいうことにもつながってくるので、この辺の緩和はできないものかなと思ったりもするんですけど。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

最近になりまして、国のほうも、全数把握の見直しであったり、あと、陽性者が出た

場合の検査対象を、自主的にとといいますか、自己判断という悪い言い方になってしまうんですけれども、保健所の指導だとか指示に基づかないそれぞれの判断の中で検査を受けていきたいと思いますというような仕組みに変わってきております。今、中山委員さんがおっしゃるように、検査を受けるから、その家族も出勤、登校、登園を控えるというのが果たして正しいかどうかというのは、ちょっと私もどうかという疑問は残る部分もありますけれども、ただ、こども園で、学校もそうなんですけれども、やっぱり一番大切なのは、学校内、こども園内で感染を広げないっていうところが大事かと思っております。そのためにはやはり検査というものは一定数必要であろうかなと思っておりますので、なかなか同じクラスの中で、この子は大丈夫、あの子は大丈夫じゃないなんていうのがなかなか見定めにくいところがありますので、そこはやはり同じ活動をしているそのクラス全体にならざるを得ないのかなというふうなところが現状でありますし、当面はそれで行っていききたいと思っておりますが、ただ、国の方針だとか、あと、社会的な理解の中で、もし検査の対象を緩められたりだとか、PCR検査、家族も社会活動をしていく必要があるんじゃないかなというふうな理解が得られれば、そこを見極めながらまた解消、改善はしていきたいというふうに思います。以上です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

ぜひそれ進めていただきたいなと思うんですけれども、今言ったのとは真逆のことですけれども、登校、登園を控えてくださいということに今なってるんですけど、そのことが案外保護者さんは知らないんです。学校からマチコミで連絡が来る場合には、兄弟は登校を控えてください、欠席にはなりませんんですけど、その下の子どもたちが登園してしまうことっていうのはあるんです。そうすると、園のほうでは、あれっていうことで、職員が帰ってもらえませんかみたいな対応があったりとか、逆もあるんですよ。こども園でPCRの対象なんだけど小学校に登校してしまうとか、その辺、うまい連携ができてないように思うので、周知の方法、この方法で行くのであればですよ、していただかないと、職員の負担がますます増えてしまうんじゃないかなとは思っています。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

なかなか保護者の方に、コロナの仕組みであったりだとか、こちらのルールが伝え切れてない現状もあります。最近、確かにそういう話もありますので、御兄弟で感染した場合については、登校、登園を控えてくださいというような案内もそのマチコミメールの中で保護者の方にお伝えはしているんですけども、ただ、保護者の方の理解がされていないというのは、こちらの周知、連絡不足だと思いますので、そこはさらに強化といいますか、周知を努めたいと思います。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。ほかにございませつか。時間も大分超過しておりますので、条例に行きたいと思つきます。条例はここはないそうです。失礼いたしました。それでは、全般にわたって、ぜひこれ聞いておきたいなとかありましたら、この機会に。前田課長。

○前田生涯学習課長

さっきお調べしますと言つておりました子ども第三の居場所の今までの支出済額の資料が出てきましたのでお知らせします。まず、全体額でいいますと、144万1,700円をもう既に支出済みとなっております。詳細な内訳を言いますと、まず当初、B&G海洋センターに建設予定だったときの基本計画業務に42万9,000円。子ども第三の居場所の設

置場所をほくほくプラザに変更するために、この基本設計業務を契約解除したときに支払った部分が22万7,700円。あと、当初B & Gのところ建てるときに、かなり建設費が高かったのも、安く上げれる方法がないかなということ、建築コスト削減や高断熱の手法についてアドバイザーの方に御協力いただいたお金として1万5,000円。それから、今回ほくほくプラザの方に動かしたということで、基本計画業務として46万2,000円。契約解除に伴うものが25万3,000円。あと、地盤調査費が5万5,000円ということで、合計144万1,700円を既に支出しております。以上です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

では、残りの部分は、先ほどあったように繰越しという。

○前田生涯学習課長

これは全部繰り越してから、いや、違いますね。ちょっと、そこは……。

○大庭局長

令和3年までの話なんですかね。

○前田生涯学習課長

いや、令和4年も入ってます。混ざってますね。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

今、言われたのは、令和3年度の……。

○前田生涯学習課長

トータルですね。今の子ども第三の居場所事業関係の支出済みのトータルを今申し上げたので、両方が混ざっている……。令和3年度に支出したのが、最初にB & G海洋センターのときにかかったお金の67万1,700円と、ほくほくプラザに最初に移したときの46万2,000円が令和3年度に支出した金額となっております。残りの25万3,000円と5万5,000円については令和4年度にお支払いしているものになります。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

そうすると、その残は全部繰越しということですね。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

はい。残額について繰り越している形になります、令和4年度。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

町長の答弁によると、第三の居場所はもう断念するような話をされてましたけども、そうすると、繰り越すってことは計画をしなかったとか、そういうときに繰り越すじゃないですか。この繰越金は一般会計のほうに入れて、また新たな財源化っていう考え方ですかね。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

このまま不執行になるというような形になります。

○齊尾委員

不執行だね。

○前田生涯学習課長

はい。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

ごめんなさい。確認ですが、さっきの話ですけど、いわゆる、第三の居場所は一旦白紙に戻すと言われて、もうやらないということじゃなかったように私は思ってるんですが、どうですか。

○町田委員長

前田課長。

○前田生涯学習課長

現時点では、もう白紙ということなので、断念っていいですか、もう本当に、先ほど言いましたように、こども家庭庁ができて、やはりここはこうしていこうということがどんどん考えが変わってきたら、令和6年以降にこども家庭センターを設置するのが努力義務というふうになっておりますので、そのタイミングとかで北栄町の子育てについてどうしていくかっていうのを考えて、そこを、やはり建物から必要だろうというような考えになっていくのか、そこから含めてもう一回考え直したいということになっております。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

分かりましたが、ちょっと私の一般質問の追加質問にちょっと絡んできちゃったものですから、ちょっと今伺ってしまいましたんで、そのときはそのときでまたよろしくお願いします。

○町田委員長

よろしいですか。全般にわたって。阪本委員。

○阪本委員

参考までにちょっと教えてやってください。教育総務課83ページの、認定こども園管理運営費の予算、決算についてお伺いします。非常に子どもの数が減っていきよるんですね。それで、議会の中でも、やっぱり大山町のように給食費の無償化をすべきでないかというような話はあるんだけど、やっぱり教育委員会の中でそういう問題を提起していただいて、執行部が提案するんなら、恐らく議会は、満場一致とはいかんまでも、通ると思うんですよ。だから、結局、計画したこと、そのことをやっぱり事業執行していくってことはもう当たり前なんだけど、これからどうするかというような構想をある程度議論したりつくってもらうのがやっぱり教育委員会の仕事じゃないかなというように思うです。だから、以前は教育委員会あたりが、学校の統合あたりの関係でも、教育委員さんが本気でまとめられたんですよ。あちこち勉強しに行ったりして。そういうことがありますからね。やっぱり議員が言わな、せんじゃなしに、湯梨浜あたりでもそういう方向になるかもしれませんよ。そうなったときはね、この間は育英の関係でね、議会で議員さんと、同窓会だったかいな、議論があったようで、私はちょっと出らなかつたんですけども、なぜ地元の学校に行かんかちゅうことが、もう分かっとるんですよ。魅力がないんですよ、早く言えば。だから、まず子どもが減っていくのに、やっ

ぱりええ学校に行きたいですよ、みんな、将来のために。進学する人はやっぱり学力のあるところ。あるいは、スポーツをやりたい人は、先ほども説明ありましたように、米子や鳥取へ行っちゃう。ですけね、やっぱり子育て支援とかいうことが先に立たないと、どんどんどん、これは人がおらんようになりますよ。今、先ほど、土地の話もちょっと言いましたけどね、もう誰も跡を見る人がいないような状況、いっぱいもうあるんですよ、実態は。だから、教育委員さんに頑張ってもらいたいということをちょっと申し上げておきたい。参考までに。

○町田委員長

中原課長。

○中原教育総務課長

教育総務課としまして、いろんな課題があろうかと思ってます。今日も話題に上がりました、いじめ、不登校の問題ですとか、少子化に伴って、今、阪本委員さんが、もしかしたら鳥取中央育英高校のことを想定されての話かもしれませんが、教育委員会としては直接育英高校のところには、そこに何か意見を申し述べるところまではいっておりませんが、ただ、問題として非常に認識はしております。町の教育委員会の立場で何か考えなければならないことがないのかというような認識はありますし、あと、とにかくいろんな問題を抱えております。北栄町の問題だけではなくて、大きい社会的な全国的な問題も多い中でありますので、全体を見ながら、できるところは十分に議論していただいて、できることをやっていきたいなというふうに思います。以上です。

○阪本委員

お願いしといてください。

○町田委員長

子どもの人口も減っておりますので、ぜひ、教育総務課さん、頑張っているいろんな手だてを。

○阪本委員

今、育英のことについては、参考のために言いましたが、県立高校ですからね、町がどうこう言うべきじゃないけども、結局、危機感を持って、やっぱり学校側、同窓会がそういう意見を聞かせてほしいということだったと思うんです。ただ、町としては、人口減少をどう食い止めるかということを考えないと駄目だと思いますよ。

○町田委員長

よろしく願いいたします。皆さん、全般で、ほかにございませんか。意見がなかったら終了したいと思いますので。本当に、お二方、ありがとうございます。

ちょっと休憩します。50分開始です。それまで休憩です。

(10:35)【中原教育総務課長、前田生涯学習課長 退室】

(10:35~10:50)【休憩】

(10:50)【磯江総務課長、中野企画財政課長、藤江町民課長、友定出納室長 入室】

(2) 総務課・企画財政課・町民課・出納室

○町田委員長

それでは再開いたしたいと思います。4名の課長さん方においでいただきました。総務課、企画財政課、町民課、出納室関連の質疑をお願いいたします。最初に、決算関係の質疑をお願いいたします。挙手を。油本委員。

○油本委員

じゃあ、磯江課長に。成果で10ページ、ちょっと細かいことなんですけど、よろしい

- でしょうか。
- 磯江総務課長
はい。
- 油本委員
上から2つの選挙費のところの3目、説明ではたしかこの313万7,000円を17人にお支払いになったと伺いました。たしか、立候補者2名プラス16の18名だったと思うんですけど、なぜ17名となっているのか、それを教えてください。
- 町田委員長
磯江課長。
- 磯江総務課長
自動車運転手等の公費を活用されなかった方がお一人あるということです。
- 町田委員長
油本委員。
- 油本委員
つまり請求がなかったということですね。
- 町田委員長
磯江課長。
- 磯江総務課長
はい、そのとおりです。
- 町田委員長
油本委員。
- 油本委員
分かりました。続きまして、13ページ、同じくでお願いします。私も行かせていただきましたB & Gの防災倉庫関係の話なんですけども、6月議会のときだと記憶しております。あのとき、確か油圧ショベルを載せるトラックだかダンプだかがまだ来てないというふうにおっしゃってて、これを見たら、もう完成のように書いてありますが、実際、そのまだ来てなかった分はもう来ましたか。防災倉庫は完成しましたか。伺います。
- 町田委員長
磯江課長。
- 磯江総務課長
防災倉庫は令和3年度末に完成をしております。来てなかったのは、その油圧ショベルを運ぶ台車の車です。それは8月の二十何日ぐらいにやっと到着をして防災訓練に間に合ったというようなことで、防災訓練の会場では展示をさせていただいております。
- 町田委員長
油本委員。
- 油本委員
議会だよりでも特集で載せさせていただきましたので、完成ということで、ありがとうございました。以上でございます。
- 町田委員長
よろしいですか。
- 油本委員
はい。
- 町田委員長
ほかに。長谷川委員。
- 長谷川委員

関連で、その防災のバックホーですね、パワーショベルといいますか。

○町田委員長

同じページですね。

○長谷川委員

はい。ここには、アタッチメントのバケツだけがついてる写真なんですけども、災害なんかでも、これ利用するんですよね、救助とかそういう場合にも。そうすると、土砂の移動だったらバケツだけでいいんですけれども、家屋が倒壊したりとか、もういろんなものが入り交じっていると、挟むようなものも必要になってくると思うんですね。本当に本格的に、もちろんこの1台だけで対応できない場合のほうが多いのかと思いますけれども、そういう場合に対応できるようなアタッチメントもそろえる必要があるんじゃないかと思いますが、その辺はどんなふうに。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ここには書いてないですけど、挟むようなものもあります。

○長谷川委員

あるのか。

○磯江総務課長

あります。職員もそういう解体研修も受けるようにということでしてます。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

年に数回の研修だけでは技術面での習得というのはなかなか難しいと思いますよね。だから、それはやっぱりしなきゃ、いろんな法令の問題も、安全基準なんかも変わりますから、必要だと思うんですけれども、やっぱりその辺、どういうふうに職員の方が乗られるのか、どなたが乗られるのかは分かりませんが、安全に操作できるようなことにならないと、やっぱりかえって二次災害が起きたりなんかしますので、その辺も検討する必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

3年間はB & G財団から研修費の300万円が来て、それによって研修ができます。研修費用も、町職員だけではなくて、消防団員、それと広域の消防連合の消防署員にもお願いをして、それと、海洋センターの職員にもそうやって、広く活用できるように研修をしておるので、この3年間は取りあえず大丈夫なんだろうと思いますけど、さて、補助金がなくなった3年後からですね。そこからどのくらいができるのか、ちょっとそこが心配なんですけど、でも、もらった以上、継続をしていく必要があるんで、慣れた職員が教えていくような、うまい具合に、後の職員に送っていくような形にしたいなということで今のところは考えてます。

○長谷川委員

分かりました。以上です。

○町田委員長

よろしいですか。ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

関連ですけどね、近年非常に災害が多くなっているということで、去年もあつたりして、

今の話、要は、そういうショベルカーですよ。こういうものを使って田んぼのあぜとかを今直してもらっとるわけですよ、災害があったときに。これに対しては、激甚災害なんかで、大体受益者が1割ぐらいの補助、2割っていうときもあります。ですけど、そういうときにこういうものを町職員が、ただっていうわけにはいかんでしょうけども、そういう制度っていうのは今後考えられないんでしょうかね。そしたら、ずっと訓練兼ねてるっていうね、毎年訓練兼ねたそういう実地といいますか、そういうことになるんじゃないかなと、今話聞いてって思ったんだけど。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

取りあえずB&Gとの協定みたいなものがあって、まず研修をすることに使う、それと目的が、町の災害であったり、ほかの町への災害応援にいたりして、そういうことに使うということに取りあえずはなってます。斉尾議員の言われたような部分がちょっと、災害なのか、農地の変更なのか、その辺のところがありますんで、今の段階では何とも申し上げられないなところなんです。それと、職員がそういう勤務時間中にその田畑を直す、災害でしたら、応急的に職員が出ていくというのは必要なんでしょうけど、そういう平常時の態勢を直すのは、やっぱり職員よりもそういう委託業者みたいなほうにしてもらうのが適切なのではないかなと、今はそんな感じに思ってます。取りあえず使えるものかどうかもありますので、その辺は検討したいと思います。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

はい。検討してもらえれば。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

今に関連なんですけれども、この油圧ショベル、災害が起こったりしたときに使うと思うんですけど、実際、職員って別の業務があるんじゃないかと思うんですね。そしたら、この油圧ショベルを委託業者に貸し出して、能力的にたけた人に使ってもらうとかいうほうが効率いいんじゃないかと思うんですけど、そういうお考えはないんですか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

実際は、本当に実際災害が起きたときに、じゃあ、職員がそうやって動けるかっていうと、それはなかなか難しいのかなというふうに思いますので、そういうような形にはなってくるのかなというふうに思います。どちらかという、これは、B&G財団は、ほかの地区で起こったときに応援するみたいなイメージで、我が町は安全、でもほかの町に応援するみたいなので、全国二十何自治体にこういう補助を出してるので、相互の助け合いになるのかなと思いますので。最初のように、我が町で起きたときには、そのような、職員が動けない場合は、そういう何か委託先のようなことになるのだろうとは思いますが。そういう活用になると思います。

○町田委員長

よろしいですか。次。ほかにございませんか。中山委員。

○中山委員

では、主要施策の14ページで、②の行政改革事業で、北条は民間委託ですけど、大栄

のほうは直営に変わったっていうことで、これ、何か理由があって直営になったんですか。

○町田委員長
中野課長。

○中野企画財政課長
委託をしている事務と、それによって幾ら経費的な効果が出るかという検証を行った結果、自前でやったほうが効果が出るだろうということで、見直しのタイミングで、後半はなしということにさせてもらっています。

○町田委員長
中山委員。

○中山委員
分かりました。じゃあ、委託したけど効果がなかったという認識でいいんですかね。

○町田委員長
中野課長。

○中野企画財政課長
金額面だけではなくて、その委託する事務の内容も含めて、いろんな御意見を頂きながらの検証ということで、取りやめにしています。

○中山委員
分かりました。

○町田委員長
中山委員。

○中山委員
その下に委託、これ補助のほうかもしれませんけれども、3業務についてのRPAの構築っていうのがあるんですけど、その3業務っていうのはどんな内容ですか。

○町田委員長
中野課長。

○中野企画財政課長
まず一つが、職員の時間外手当を支給するための報告の作業をやっています。それから、もう一つが、タクシー利用の助成の在宅通院支援サービスの、利用明細からデータを集計するという作業です。もう一つが、青山剛昌ふるさと館のレジの情報の集計。この3つを行っています。

○中山委員
はい、分かりました。ありがとうございます。

○町田委員長
中山委員。

○中山委員
142ページを見ていただいて、総務費のところ令和2年度決算に比べて大きく減少してるんですけども、これは今の原因というか、理由っていうのはどんなところにあるのでしょうか。

○町田委員長
中野課長。

○中野企画財政課長
令和2年度はコロナの事業が大きく入ってきてまして、そこの変動が一番大きい理由になってます。臨時的なものということです。コロナの関係の事業は全部総務費に入ってきてるので、一世帯10万円の給付だとか、生活困窮がどうのとか、あれ系は全部ここ

に入ってきてるので、コロナの関係で膨らんでいるっていうことが原因です。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

じゃあ、令和2年度が膨らんで、令和3年度は元に戻ったという感じで見たらいいんでしょうか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

令和3年度も引き続きコロナの臨時交付金が入ってきて、その事業を行ってますので、令和3年度も少し膨らんだ状態ではありますが、以前に比べると。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

分かりました。それから、116ページをお願いします。こども園でのICT化のことが27番に書いてあるんですけども、これは、保育士の方が家にいながら仕事ができるようになったということですか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

この担当は教育総務課になるので、詳細は分かりませんが、園内でそれぞれ各クラスの担当がタブレットを持って子どもの様子を記録したりだとか、日案、週案をタブレットで入力していくとか、登降園の管理、そういったものになっているはずですよ。

○中山委員

分かりました。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

あと、17ページで、コミュニティ助成事業の⑤ですね、成果のところ、「整備により自治会活動の活性化を図るとともに」って書いてあるんですけども、自治会活動の活性化っていうのは、どういう状態を活性化って言うことになるんでしょうか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

それぞれ活動状況はあると思うんですけど、例えば、コロナでなかなか集まりにくい状況がもしあったとすれば、エアコンを新しく買い換えることによって換気ができて人が集まれる状況ができるとか、あとは、それぞれ自治会で必要な設備を整えることで活動しやすくなるとか、利便性が高まるような、活動に必要なものが上がってくるので、自治会の活動に必要な備品を調べてもらうっていうことで、より活発になるのかなと思います。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

今言われたように、コロナで集まるのが減ってるので、活性化というよりか、逆じゃないかなっていうイメージをすごく持ってて、そこに助成事業をすることで活性化っ

ていう、うまくつながってるのかなっていうところがあって、それでちょっとお聞きしたんですけども。

○町田委員長

よろしいですか。

○中山委員

はい。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

今のところで関連ですけども、この成果のところに掲示板の設置っていうところの写真が出てますね。それで、このコミュニティ助成事業でないと、この自治会の掲示板的設置っていうのは今できないんですかね。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

はい。総務課で自治会関連の助成制度を幾つか持ってますけど、こういう掲示板的設置については総務課では該当がないので、できるとしたら、このコミュニティの宝くじのお金を使ってもらうしか今のところはない、制度的にはないということです。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

例えばですけど、この掲示板だけの設置っていうと少額ですよ。このコミュニティ事業っていうのは自治会で、ここにも写真があるように、コピー機の導入だったり、いろんな機材、パソコンだったりとかっていう、結構高額なもののイメージがあったんですけど、この掲示板だけを設置したいっていう、このコミュニティ事業の申込み、これっていうのも可能ですか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

企画財政課で扱っている一般コミュニティ助成事業っていうのが、助成額が100万円以上250万円っていうことで、10分の10なんですけど、それ以上のものになれば自治会が手出しをされるわけなんですけど、複数のをそろえたいという、単品だけではなくて、これとこれみたいな組合せもあるので、写真をこうやって単発のもので載せてしまうと、それだけみたいなイメージになるんですけど、実際にはいろんなものを組み合わせて申請をしていただいているということになります。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

例えば、いろんなものがそろってるので、今年度はこの部分だけ一つだけ欲しいと、例えば、数万円のもの、これだけの申込みっていうのは、これに採択されますか、もし少なかったら。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

助成の対象外です。100万円以上の事業にならないと、ここには。

○斉尾委員

100万円以上ですか。

○中野企画財政課長

はい。

○斉尾委員

そうですね。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

はい。

○町田委員長

ほかに。長谷川委員。

○長谷川委員

主要施策の成果の14ページのふるさと北栄基金事業ですけれども、令和2年度に比べて1億1,400万円ほど増額になって、非常にたくさん基金が寄せられているんですが、ただ、返礼品もかなりかかっている、令和2年度だと52.15%、それから令和3年度だと53.8%というふうには増えているわけですね。この違いっていうのは、令和2年度と令和3年度では返礼品についての何か扱いが変わったんでしょうか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

特に扱いを変えているということではないですが、徐々に増やしてはきてはいますので、その結果が寄附金の額につながってはいるんですけど、国は50%までってしていますけど……。基本的には50%なんですけど、50%を超える場合には、その理由をきちんと説明して認めてもらっていますので、北栄町の場合の返礼品の特徴っていうのが農産物がかかり出てます。今の時期だったらシャインマスカットだとか梨とか、夏はスイカとか、それをクール便で送るので送料が割高になってます。その分が増えているということです。

○長谷川委員

分かりました。

○町田委員長

よろしいですか。

○長谷川委員

いいです。

○町田委員長

ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

主要施策の成果の25ページをお願いします。町民課で個人番号カード事務事業をやっております。四角の表の中ですけど、令和2年度から令和3年度にかけては42枚増えたということですよね、交付枚数が。成果のところを見ると、交付率を上げることができたというふうには書いてあるんですね。確かに交付率は上がってるんでしょうけども、感想はどうですか。

○町田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

この専用窓口を設置したのが令和2年度からになりますので、そこからの成果というふうにと考えると着実に伸びていると思います。ただし、前年度の比となると大きく伸びているわけではございません。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

どなたかが一般質問をされたし、また、今後も出てくる可能性があるんですけど、やはり、どっと増えるっていうことがなかなか少ないような、まだ5割ぐらい行ってるか行っていないかだったと思うんですけど、その辺のことっていうのは、今後考えられるか、新たな推進のための手法、こういうものを考えておられるっていうことはありますか。

○町田委員長

藤江課長。

○藤江町民課長

正直申しまして、国がしているマイナポイント事業にしても、いつかの活性化にはつながるのかもしれませんが、やはりマイナンバーカード自体に利便性を持たせないことにはなかなか普及が進んでいかないというのが実感です。ですので、その辺りを、国や県が普及するのと併せて、町のほうでもこういうことに便利に使えるというようなことをしっかり伝えていくことが必要なというふうを考えてます。

○町田委員長

よろしいですか。

○齊尾委員

はい、結構です。

○町田委員長

ほかにございませんか。齊尾委員。

○齊尾委員

この件以外でもいいですかね。決算のこと以外でも。

○町田委員長

今は決算なので、後で。決算のほうではありませんか。それでは、決算の次に、補正予算について質疑をお願いいたします。油本委員。

○油本委員

補正予算（第4号）の6ページのところで、中野課長の範囲になると思うんですけども、合併特例債、道の駅とかいろいろございまして、これだけ使ってらっしゃるといいますか、あるんですけども、今、合併特例債自体、あと使える金額って、いつまでに幾ら残ってるのか、それを伺えたらうれしいですけど。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

正確な数字は、ちょっと今資料を持ち合わせてないんですけど、ざっと1億円少し残っているはずです。また、きちんとお答えさせてください。ごめんなさい。後でお答えさせてください。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

いわゆる合併特例債、延長された経過もありますのでね、その使用期限というのが。ですから、道の駅に充当するのに、非常に興味があって、私も委員長ですので、使うの

はもちろん伺っております。もちろんそれはいいんですけど、要は町として使える財源のうち、この合併特例債が非常に有利なものでございます。それは認識しております。ですから、それを、あと幾らあって、いつまでに使えば、それが町としてメリットがあるのか、それを伺いたいということでございます。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

では、後でお答えさせていただきます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

中野課長、別件ですいません。13ページ、総務費のところですけども、ここに、1目、7、11、13節のふるさと納税関係のところ、これ、何といいますか、予算の組替えというのか、節の組替えというんですか、ありましたが、ちょっと説明がよく分かんなくて、もう一度説明をお願いしたい。額は同じなんですけどね、ちょっとお願いしたいと思います。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

これまでふるさと納税の返礼品を送るのに、各事業者さんが自分で発送して、その品物の代金と送料を合わせたところで町に請求をしていただいていた。今年度、そのシステムを少し変えまして、送料については、大手の宅配業者のシステムを活用して、事業者さんが発送をされた段階でシステムから直に送料のデータが町に来るように変えます。それによって、報償費で組んでいた事業者さんから請求をもらって町が払う送料を、町が直接宅配の事業者のほうに払うという仕組みに変えます。その報償費を減らして11節の役務費の返礼品の送料のほうに組み替えます。あわせて、発送の宅配業者さんのシステムに係るその利用料として、13節のほうにサービス利用料ということで組んでいます。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

それは、どこからか指示があったんですか。それとも、町が自発的にそういう方法を発見されてされたのか伺います。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

これまで検討は進めてきていたんですけども、どこから指示をされてということではなくて、業務の見直しの中で、より安く済む方法ということと、それから事業者さんの手間もなくなるということで話を進めてきたのが、今回ようやく準備ができまして補正に上げさせていただいたところです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

今さっき併せて伺おうと思ったんですが、いわゆる、それによる町のメリットというのは、そういった手間が省けるということですかね。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

議案の詳細説明のときにも少し触れたんですけど、今の状況でいうと、その送料というのは、すごい煩雑な事務で、事業者さんそれぞれがいろんな、ゆうパックだったりクロネコヤマトさんだったり佐川さんだったり、いろんなところを使われたりして、料金も地区によって違いますしということがあって、日本全国を4ブロックに分けて料金を設定してます。なので、実額でいくと多少の違いが出てるんですけど、今回切り替えてシステムを使うことで実費で済むことになりますので、そこは金額は今、補正の段階では見込みなので変えてはいませんが、実際は、今かかっている経費よりは安く済むんでないかなということも含めて検討した結果です。

○町田委員長

結構ですね。

○油本委員

はい。

○町田委員長

次、何かありませんか。補正です。よろしいでしょうか。(なし) 補正終わりました、次は条例に移りたいと思います。条例関係で質疑をお願いいたします。

○磯江総務課長

そこで発言させてもらっていいですか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

私の56号の育児休業のところの条例の説明がちょっと、今考えてちょっとやけくそといますか……。問題だったなってちょっと思いますので、もうはっきり言うと、この条例案を細かく説明しても、ここに具体的な、何ていいますかね、制度変更が書いてないっていうのがちょっと問題なので、ちょっと別紙を本会議のほうで配らせてもらって、例えば2条はこういうことが書いてありますというような紙を配らせてもらおうと思いますので、すいません、よろしくお願いします。

○町田委員長

それでは、本会議で資料をお願いいたします。ほかにありませんか、条例。(なし) 条例がなければ、全般にわたって何か。斉尾委員。

○斉尾委員

すいません。決算のほう、ちょっと一つ聞いてみたいことがあったので述べさせていただきます。主要施策の成果の14ページで真ん中です。総務費の2目広報費ですね。広報事業ということで、町報を印刷されてあります。これは、情報を広く町民に知っていただくということで重要な事業であります。また、ホームページでも今見れるようになったんですよ。以前新聞に、あるどこかの町が町報をやめたというようなことがあったと思います。北栄町は将来的にそういうことを考えるのかどうなのか、ずっと、二刀流じゃないですけどね、二本柱でいくのか、そういうことは考えておられるのか。

○町田委員長

中野課長。

○中野企画財政課長

将来的にいろんなデジタル化が進んだとき、どうなるかは分かりませんが、今段階でまずそれは検討はしてません。やっぱり高齢者が多い地域ですし、やっぱり圧倒的に

紙のほうが目にしやすいです。皆さんがホームページを見れる環境ではありませんし、簡単にその辺で手に取れるっていうことのメリットのほうが大きいと思います。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

考えておられないということでしたら、それはそれで、そのとおりだろうなど。高齢の方には必要なことだと思いますから。それと、もう一つ。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

昨日から今日までにかけてのニュースが、鉄筋コンクリートで造ったあれが倒壊したというニュースが山口のほうであったというようなことで、北栄町は大丈夫かっていう問合せがあったんです。どこかっていうと、小学校の前の横断歩道を渡ったところの、いつもカラーコーンがあるところ。

○油本委員

どこの小学校ですか。

○斉尾委員

北条小学校の。あそこの状況は前にもいろいろ意見があったと思うんですけど、今どういう状況になってるんですかね。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

特に変化はないです。先日の台風でトタンの屋根ですかね、それが飛んでさらにひどいことになったということで、こども園の保護者さんから苦情があって、ともう一回対応の文書を出すようにはしてはしますが。なかなか次に進まないというような状況です。あそこは所有者さんが分かっているということなので、ちょっと難しいのかな、もう所有者に何回でもお願いをするしかないというところですよ。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

以前に、通学路だということで、行政代執行をしたケースが1件ありますよね。江北のほうで。それに準ずるような、小学校の前なので、やっぱりそういうことっていうのも必要じゃないかなっていう気がするんですね。その辺はいかがですか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

町の対応としては、持ち主がない、相続人がいないというようなものについては、放っておくともう誰も対応ができないので、江北のものについては町がしたと。みどり西にもそういうのが一つは昔からあるんですけど、あそこも、今回の北条小のについても、所有者があるので、なかなか行政代執行をして後でお金をもらう、持ち主さんはすごい喜んでくれるでしょうけど、町費を出してやるのかどうかという、その判断です。いろんな声が上がってきてというような対応になればそういうことになるんでしょうけど、町としては、所有者のあるものについては、取りあえずもうお願いをずっと継続するという対応です。

○町田委員長

齊尾委員。

○齊尾委員

行政から出せるものについては、たしか命令まであったと思っております。ですので、そこまでまだ出てないということだと思います。ですから、そこまでやるのかどうかというのは今後の判断によると思うんですけども、やっぱり町民の皆さんからいろんなところで、特に目立つところですしね、危ないじゃないか、または、子どもさんに近いというようなところはありますので、町でそういう行政代執行をして、その費用を請求するというのも認められてはおるわけですから、そういうところも考えていくべきときに来たらへんかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

ちょっと検討させてください。

○町田委員長

よろしいですか。

○齊尾委員

はい。

○町田委員長

ほかに全般にわたって、せっかくの機会ですので、皆さん、何か聞いておきたいこととかはありませんか。ありませんね。それでは、これで4課長さん方の質疑を終わります。お忙しいところ、本当にありがとうございました。

(11:27)【中野企画財政課長、藤江町民課長、友定出納室長 退室】

4 審査事項

(1) [請願第2号] 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める請願

○町田委員長

次、行きます。4番の審査事項です。請願第2号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める請願です。先ほど申し上げましたが、請願第2号で、総務課長にお尋ねしていることがありますので、今日配っていただいている1枚物の「会計年度任用職員資料」って書いてある分です。これを御覧ください。課長、説明いただけますか。

○磯江総務課長

では、説明いたします。会計年度任用職員資料ということで作らせてもらいました。まず、1番です。町の会計年度任用職員が何人おられるのかということです。9月現在では275人おられます。そのうち、フルタイムというのは、正規職員と同様で8時半から5時15分まで7時間45分働くという職員です。フルタイムは、こども園の保育教諭のみで活用しているということです。パートタイムは7時間45分より短い人ですので、一番長いのが7時間半、それとか6時間であるとか5時間であるとか、急にこども園でパートをお願いできませんかというような、そういう不定期な方というのがパートタイム職員になります。それが247人で、そのうち、フルタイム職員には期末手当の支給があります。パートタイム職員のうち、3行目に書いているんですが、週15時間半以上勤務がある人については期末手当が出るんですけど、そこまで達していない、ここでいうと86人になりますが、その人は期末手当が出ないということです。じゃあ、出るのはということ

で、その28人と161人を足した189人が今9月現在の状況では出る職員がそれだけいるということです。

2番です。期末勤勉手当の支給割合、これは正規職員のものですけど、期末手当は1.2か月、勤勉手当が0.95月ということで、6月と12月それぞれで2.15月出るということです。年間では4.3月になるのが一般の職員ということです。ところが、会計年度任用職員の期末手当が出る人は、この1.2月しか出ないというような形になります。

3番が期末勤勉手当の期間率。じゃあ、必ず100%出るかということ、そうではなくて、4月採用の人は6月の1回目の期末手当のときには3か月未満、4、5、6という3か月未満になるので、100分の30しか出ないよという、そういうような見方をしてください。あと、勤勉手当についても、病休があったり、そういった体調不良で休むみたいなのがあると、その期間、働いた日数によって勤勉手当が出るというものですので、全体の支給率からこの率を掛けて支給されるということです。それと、もう一つ、細かいことを言うと、人事評価によって上がったり下がったりっていうのが若干あるんですけど、基本はこの率でいくということです。

4番です。会計年度任用職員への期末勤勉の支給額ということで書いておりますけど、6月の期末手当の支給率は、195人に対して、1回につきという制度の中で約2,800万円出ました。今回、会計年度任用職員に勤勉手当が支給されてないんですけど、仮に支給されることになったら2,800万円を1.2月で割って0.95月に掛けると、ざっと2,200万円余りが勤勉手当で影響してくるだろうというのが表でございます。フルタイムには、期末手当、勤勉手当、両方出せるというような法律の仕組みにはなってますけど、町は勤勉手当は出していません。これは、国内の多くの自治体がそういうことで、それは総務省のその制度の最初のときにそういう指導があって出してないと。パートタイムの職員については、もう制度上、法律上、期末手当しか出せない。勤勉手当は出せないという法律の仕組みになっているというものでございます。以上です。

○町田委員長

ありがとうございました。長谷川委員。

○長谷川委員

先ほど言われた、法律上出せないっていう、法律上の文言なんですけども、どの部分に当たるんですかね。この陳情では203条の2と204条になってるんですけども、何回も読み返すんですけども、どうもあまりすっきりしないので、ちょっとその辺を教えてほしいんですけど。

○磯江総務課長

自治法の203条の2の中に、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員という、ちょっと難しいんですけど、地方公務員法第22条の2っていうところに第1項2号というのがフルタイム職員です。第1号というのがパートタイム職員です。1号がパートタイム、2号がフルタイムになります。ここの203条の2の第1項第4号です。普通地方公共団体は、条例で、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対して期末手当を支給することができるって書いてあるんです。1号っていうのはパートタイムの職員で、それに対し期末手当を支給できる。期末手当だけになっているというのが根拠になっています。だから、203条の2の第1項第4号がパートタイムの期末手当の支給できる根拠です。

次に、204条です。204条の第1項には、地方公務員法第22条の2第1項第2号、これがフルタイム職員に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。そして、その次の第2項で、条例で前項の者に対して、扶養手当、地域手当、住居手当、時間外、管理職手当なり期末手当なり勤勉手当なり、全部が普通の職員と同様にそれは払うことができる、支給することができるというふうに書いてあるということで、203条の2が

パートタイムの期末手当、204条がフルタイムの職員の支給ということで書いてあるということです。

○町田委員長

長谷川委員。

○長谷川委員

203条の2と204条の違いは、そのパートとフルタイムということなんですけども、もう少しすっきりしないんですけども、この203条のこの4号ですか、ここで期末手当を支給することができるということが、パートタイムでは勤勉手当が支給できないという制限にどうしてなるのかなと思って、ちょっとそこの意見、ちょっとあんまり理解ができませんんですけど。

○磯江総務課長

203条の2は、払えるものだけが書いてあるという意味です。費用弁償を払う、期末手当を払う。あとのものは書いてないので払えないという成り立ちです。

○長谷川委員

なるほど、なるほど。分かりました。

○町田委員長

よろしいですか。

○長谷川委員

はい。

○町田委員長

ほかにこれに関しまして質疑は。油本委員。

○油本委員

課長におかれましては、資料も作っていただきまして、今日は丁寧な御説明を本当にありがとうございます。

○磯江総務課長

いや、いつもは丁寧な説明ができないので、本当に申し訳ないです。

○油本委員

ちょっと一つだけ確認でお願いしたいんですが、先ほど、国には、会計年度職員のフルタイムには、期末プラス勤勉の両方とも出すという制度があるというふうに伺いましたが、それでよかったんではたっけ。

○磯江総務課長

もう一度。

○油本委員

国の、フルタイムには、期末プラス勤勉の両方とも払っていいという法整備はもう既にされているというふうに今おっしゃった気がするんですけど、それでよかったんではたっけ。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

はい。いろんな手当を条例で定めれば支給できますよっていうふうに204条には書いてあるということです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

あわせて、地方の自治体で実際に勤務する会計年度職員の多くは、その勤勉はな

いというふうな解釈ですが、国レベルで勤務されてるこの会計年度職員の方には、期末も勤勉も、フルタイムの方は両方とももらってらっしゃるのか、どうなのでしょう。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

国の方の細かいことは分かりませんが、国は非常勤職員という名前で言ってますけど、期末も勤勉も出ているという情報です。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

すいません。くどいようですが、呼び方は違いますが、いわゆる常勤じゃない非常勤の方には、国レベルのところであれば、両方とも出てるということで、出てないのは地方自治体ですよ。いつでも条例で定めれば地方自治体でも出せますということまで法令ではもう定めてある、整備はしてあるということですよ。ですから、北栄町であれば、町でその条例さえ定めれば出すことは可能であるよという解釈でよろしいですね。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

それは、フルタイムの職員にあっては、条例を定めれば出せます。パートタイムについては、上位法令がもう出せないってなってるので、条例で定めることはできないということです。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

もちろんそうですよ。ですから、フルタイムに関してのお話をさせていただくとよろしいですね。

○磯江総務課長

はい、そうです。はい。

○油本委員

オーケーです。

○町田委員長

ほかに。中山委員。

○中山委員

ちょっと難しくあれなんですけど、払うことができるんだけど、総務省の指導があって実際は払っていないってさっき言われたと思うんですけど、どういう指導があって払わないことになってるんでしょう。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

国が制度を定めるときには、町からすると、勝手に国は法律を変えて払えるようにしたけど、じゃあ財源はどうなんだってところがあるんです。本来ですと、財源は交付税の算定の中にちゃんと組み込まれて払うんですけど、その辺が、なんていいですか、交付税のところがうまくいってないので、取りあえずは払わないっていうようなイメージだと、僕はそう感じてます。

○町田委員長

よろしいですか。油本委員。

○油本委員

今の中山委員に関連しまして、ですからこの意見書（案）、この3ページになるんですが、記の2番目に「必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと」とあるのは、そういうことがあるからこういうふうに書いてあると思っていいんでしょうか。いわゆる交付税として国から来たらしいんだけど、来ないから自治体でつくりなさいよ、その財源は。そういうことだから、こういうふうに、特段の配慮を払って町としても財源を確保しなさいよという意味で書いてらっしゃると思っていいんでしょうか。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

はい、私はそう思います。

○油本委員

いいです。

○町田委員長

よろしいですか。ちょっとなかなか解釈が難しいところもあるんですけども。

○油本委員

すいません、最後もう一回。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

すみません、もしお分かりでしたらですが、県内もしくは近隣市町の状態は、この件に関してはどういう処理をされているのか御存じでしたら伺います。

○町田委員長

磯江課長。

○磯江総務課長

払われてないです。支給はされていません。

○町田委員長

よろしいですか。

○油本委員

はい。

○町田委員長

それでは、この請願に関しまして、ほかに意見……。なし)

○大庭局長

審査に入るといふなら、総務課長に退席していただきます。もしまだ質疑がございましたら、今のうちに。

○町田委員長

じゃあ、磯江課長に何か質問、質疑がありましたら、今のうちにお願ひします。(なし) なかったら、磯江課長には大変お世話になりました。ありがとうございました。

【磯江総務課長 退室】

○町田委員長

この請願に関しまして、皆さんの御意見なり……。事前に油本委員から磯江課長に、詳細を教えてほしいということをお話しして、今の資料を提供していただきました。そ

れでもまだ、やっぱり分かりにくいんですけれども、皆さんにもうこの審査結果をお聞きしてもよろしいですかね。

それでは、この請願第2号の会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める請願に対しまして、採択と思われる方は挙手をお願いいた……。。

○大庭局長

意見を聞かれなくてもいいですかね。

○町田委員長

失礼いたしました。皆さんの意見をお願いいたします。長谷川委員。

○長谷川委員

法律に、パートタイムの会計年度任用職員の方の勤勉手当が支給されないようになってるということです、法律上そう支給できるようにしてほしいということと、それから、会計年度任用職員の処遇が、なかなかこういう制度ができてからも、言ってみれば官製ワーキングプアとやゆされているというふうに言われておりますし、そのための、先ほど課長からあった交付税措置も含めて財源の確保ということなので、やっぱり処遇改善のためには賛成して採択をすべきだというふうに思います。

○町田委員長

皆さんに意見を聞くのをうっかりしてました。すみません。ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

私も、処遇改善は必要だろうと。同じ仕事をしながら、長谷川委員がほとんど言われたことですが、同じ仕事をされている職員がそういうことを求めるのは当然だろうなというふうに思います。ですから、国でぜひ財源を明確にさせていただいて、それを求めているということ、採択。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

磯江課長から出していただいた丁寧な資料で、フルタイム28名、いわゆる7時間45分間、1日働いているこども園の方たち28名というのがはっきり分かりましたし、大体業務内容がはっきり分かった上で、条例で制定すればということもありましたので、私はこの請願は採択でよろしいのではないかと思います。

○町田委員長

採択。ほかにありませんか。中山委員。

○中山委員

私も採択なんですけれども、法令のほうで払うことができるまでうたっているのに、払うことができない状況がずっと続いているというのは、やはり是正をお願いする必要がありますので、採択がいいと思います。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

私も採択をすべきだと思います。全国的に見てもやっぱり保育士さんの待遇が非常に悪い。それと同時に、よくないから保育士に成り手がないと、どんどんそういった成り手が減ってくるというような状況の中で、やっぱりこういった陳情であれ請願であれ、当然前向きにやっていただきたいということで、賛成の立場であります。

○町田委員長

ほかに。尾嶋委員。

○尾嶋委員

自分も採択でいいと思います。斉尾委員が言われるように、同じようなお仕事をしとるのにそういうのが出ないっていうのはあれなんで、出してあげたいと思いますので、採択のほうであります。

○町田委員長

奥田委員。

○奥田副委員長

私も採択のほうですけど、実際に僕もこういった形で仕事しとったことがあったときは、それはそれで仕方がないと思ってました。ただ、法令とかいろいろ勉強して、制度がある以上は改正していかないけんじゃないかなと思って、採択のほうで。

○町田委員長

全て意見が出そろいました。今、お聞きしますと、全員の方が採択のようですけども、あえて採択すべきものを、挙手で人数を確認したいと思います。これについて、採択と思われる方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○町田委員長

ありがとうございます。それでは、全員一致で採択ということに決まりました。委員会意見といたしまして、ここに意見書、委員会意見をどのように。油本委員。

○油本委員

委員会意見としましては、2ページの請願趣旨の下の第3段落にありますけども、そこから始まって、読みますね、「良質で安定した行政サービスの維持のため、会計年度職員の処遇の改善、雇用の安定が急務になるため」でいかがでしょうか。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○町田委員長

よろしいですか。これで皆さんがよろしいということでしたら、じゃあ、これで委員会意見とします。

○奥田副委員長

もう一度言っていたいていいですか。

○油本委員

では、もう一回言います。「良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇の改善、雇用安定が急務であるため」。以上でございます。

○町田委員長

よろしいですか。それでは、ウの措置です。意見書の提出はあり。提出方法といたしましては、どちら、委員会提出か議員提出か。

○長谷川委員

委員会提出でいいんじゃないでしょうか。全会一致なので。

○町田委員長

委員会提出でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、委員会提出ということで。送付先は、この3ページに書いてある、この。

○油本委員

送付先は、今日の日程の9ページにあるように。といいますか、もともとの書類自体が和暦になっていないので、本日のスケジュール9ページに戻りますけれども、2020年は令和2年、2022年は令和4年というふうに和暦に直している、それより、提出先はこの5か所でいいと思うんで、それで9ページのものが私はよろしいかと思います。

○町田委員長

9ページ、一緒ですね、この3ページに書いてあるのと。

○油本委員

一緒じゃないです。もう一度申し上げます。もともとは、2020年となっていましたものを、今日の9ページは和暦、令和2年となっております。同様に、提出年月日も2022年となったものを和暦、令和4年としております。そして、提出先、いろいろな氏名、そして住所といいますか、宛先まで書いてありますけども、それぞれの大員、大員、大員となっておりますが、それだけでいいと思います。したがって、私はこの本日の9ページでいいと思います。以上。

○町田委員長

そうですか。では、この9ページのとおりでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）何かほかに意見はありませんか。いいですか。それでは、この9ページ、先ほど油本委員が言われた9ページのとおりといたします。中山委員。

○中山委員

記の1のところに、地方自治法第204条の改正ってあるんですけど、204条の改正も必要ですか。

○長谷川委員

国の法律上は支給できるとなってるんでね。

○中山委員

もうできるとなっているので、203条の2だけでいいと思いますけども。

○阪本委員

改正せんでもええ。

○町田委員長

そうか。じゃあ、204条は削除でいいですか。

○長谷川委員

でも何で入れとんなるんだらうな。どういう意味で……。

○町田委員長

じゃあ、204条は削除します。ありがとうございました。

○長谷川委員

だから、204条の1項の短時間勤務職員及びってことになってるけんね。改正の必要があるんで入れとんなるんじゃないのかな。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

長谷川委員、すみません、私はちょっと今、手元にないもんですから、204条の詳しい条文をもし御存じでしたら。

○長谷川委員

長いですよ。読みましょうか。

○中山委員

読みましょうか。

○油本委員

お願いします。

○町田委員長

中山委員。

○中山委員

地方自治法第204条。普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の職員（教育委員会にあっては、教育長）、常勤の監査

委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2、普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

3、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

○長谷川委員

これはフルタイムだって言いなつたけんね。ここの項目は。203条のほうはパートタイム、短期ということですね。

○町田委員長

フルタイムのことだから、203条の2だけでいいのか。204条はフルタイムのことなので、204条はあえて書かなくてもいい。

○長谷川委員

そこがはっきりしないんですよ。何か関連があるのかなと思って。

○阪本委員

はっきりうたつとかにやいけんという意味かもしれん。

○中山委員

ここは書かなくていい。払うことができる。改正しなくても払える。

○長谷川委員

でも自治労がこうやって載せとんなるわけだけ。必要だから載せとんなるだろうから。

○中山委員

203条2のほうには勤勉手当の項目がないので、ないから払えないっていうことでしたよね。

○長谷川委員

もう一回言って。払えるようにするには。

○中山委員

203条の2を改正してもらえばパートにも払えるけども……。

○町田委員長

でも、この意見書の案に書いてあるのは204条も書いてあるけんね。

○油本委員

だから、そこを削っていいんだったら、削ってもいいんだけど。

○町田委員長

だけ、書いとんなるといふことは意味があるんじゃないかと。

○油本委員

分かんなかったらもう一度磯江課長の話聞いて、削る判断をするのは委員長の判断です。

○町田委員長

ええ。

○大庭局長

呼びますか。

○長谷川委員

よく聞いてみましょうよ。

○町田委員長

じゃあ、磯江課長をお願いできますか。元を書いてあるけ気になる、何かね。

○大庭局長

総務課長も、そういえばそうだなって、何でか分かりませんっていうことです。

○町田委員長

この204条の件につきまして、課長も、あつていう感じですし、解釈の仕方でも203条だけでいいじゃないかっていう考えもありますし、204条が関連してるからということもありましたが、どのようにしましょうか。長谷川委員。

○長谷川委員

陳情者から必要だというふうに出されているのでっていうのも変だけれども、でも関連があるということですから。なかなかちょっと理解が複雑で難しいんですけど、やっぱり陳情のこの方の意向を尊重して、やっぱり必要なものであるというふうに判断して、このまま入れてはどうでしょうか。

○町田委員長

ほかに意見は。油本委員。

○油本委員

今言われましたように、我々の今持っている現在の知識及び総務課長さんがそこまでの判断が厳密にできないというのであれば、今言われましたように、今、どうしても判断を今やれと言われれば、私は長谷川委員の言われたように請願者の方及びその紹介議員の方の意思を尊重して、そのままでもよろしいかなと思います。

○町田委員長

阪本委員。

○阪本委員

私も、請願者がこういう希望をしておられるならそれで私はええと思います。でも、問題は、人事院勧告があつて、大体地方公務員であれ国家公務員であれ、ちゃんとそれを指示するんですよね、給与上げてくださいますかとか下げてくださいますか。ほいで何か月もせんうちに、うちの議会でも職員の何もカットの何があつたもんですから、人事院勧告で、議会も期末手当をカットしたと。それで実は、二、三か月前だったかいな、やっぱり人事院勧告で国家公務員の給料を上げなさいちゆうことがあつたんですよ。それで、これを放置しといたらさらに差ができてしまうというような心配があるもんですから、やっぱり当然これを採択して、特に先ほど保育職と言いましたけど、やっぱり一般職であれ保育士であれ一緒だという人もあるかもしれんけれども、保育士は子どもの命を預かるとるんですよね。それが……。

○町田委員長

要は、204条を載せておくという。

○阪本委員

だから、これは、採択をしてきちっと意見書を提出するというのが、これです。だから、その204条についても、必要であるから書いてあると解釈すべきだと思います。

○町田委員長

それでは、その元の意見書にも204条書いてありますし、請願者の方の意見を尊重しまして、204条を入れるようにします。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

(2) [陳情第8号] 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

○町田委員長

それでは、次に進みます。(2)の陳情第8号、沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情です。陳情の第8号です。この陳情に関しまして、御意見を伺います。長谷川委員。

○長谷川委員

この陳情項目の1、2については賛成です。ただ、3ということになると、普天間基地を本土に引き取ると。ということは、沖縄でもう基地を撤去してくれと言っているものを、非常に苦労してきた沖縄がそう言ってるものを、今度は本土に同じ状況をつくり出すということにもなりかねないので、ここについてはもう基地はつくらないという方向でいいので、本土に引き取るということがあるので、ここの部分が私は賛成はできないという、今、判断をします。

○町田委員長

油本委員。

○油本委員

私は、今言われましたこの記の中の1、2、3の2番目の辺野古新基地の件に関しまして、ちょっと引っかけるところがあります。いわゆるこの方はそう上げてらっしゃいまして、今その採択を迫ってらっしゃいますけども、この9月11日、今度の日曜日に沖縄の県知事選挙があります。デニー玉城さん、これがオール沖縄、いわゆる反対派。佐喜真さん、これが賛成派で、これはちょっと有利、不利、今のところあるんです。そこに地方の、もちろん県議選の補選もあります、那覇市の。それも含めた投開票が9月11日にあるんで、その結果である程度沖縄の一番新しい民意が見えてくると思いますし、さらに10月23日には、今度は那覇市の市長選挙があるんですよ。これもオール沖縄が支えていた現職さんがもう参戦をもうしない、出ないというんで、それに代わる方がオール沖縄の推薦で出られる。立憲さんとか共産さんとか支持される方、それと自民さんが推される今の副市長さんも出られる予定になってる。いわゆるこの2つの選挙を見て、最新の沖縄の一番当事者の皆さんの意見を見た上で判断しても遅くないんじゃないかと思って、私は、今回は継続審議というのもありかなと、私は思います。以上です。

○町田委員長

ほかに。中山委員。

○中山委員

採択・不採択どちらも言えない状況なんですけれども、まず、捨て石にしないというこの言葉ですけれども、この方の強い思いが詰まってるんだと思います。それは受け止めますし、理解するところなんですけれども、この委員会ですべてこれを採択するに当たって、この主観が詰まった言葉を採択してしまっているのかという部分もあって、引っかけるところではあります。それから、新基地の断念についても、ないにこしたことはないんですけども、じゃあ、それで日本が守れるのかというところに立ったときに無責任なのかもしれませんし、じゃあ、沖縄ではなく、辺野古ではなく本土のほうでとなったときに、それはどこなんだということで、これを採択するにはまだ情報がないということと、簡単に採択してしまうことは無責任ではないかなというふうに思いますので、継続でもいいですし、だから不採択なのかといえば不採択なのかもしれませんし、気持ち

はすごく分かるんですけども、採択というところまでいってしまうのはどうかなという思いです。以上です。

○町田委員長

それでは、継続という意見でしょうかね。

○油本委員

それは最後に決を採るときでいい。

○町田委員長

いやいや、今の意見の内容が。尾嶋委員。

○尾嶋委員

自分も継続でいいと思います。油本委員が言われるように、沖縄のほうでそういう動きがあるということだったら、それを待ってからでも遅くはないでないかなということ、継続審議っていうことで。

○町田委員長

ほかに。斉尾委員。

○斉尾委員

こういう陳情は、前にも言いましたけども、大体選挙が近くなるとこういうのが出てきます。一方の勢力に利用される可能性があるということ、私はこういうものについては、沖縄の問題については沖縄の方が判断すべきだろうというふうに思ってます。ましてや、日本全体で問題解決するっていうことの意味は分かります。ただ、本土に引き取れっていうことになると、北栄町が、この陳情、いろんなところの団体が出てますけど、ほとんど引き取る会とかそういうところがありますね、一番最初は大阪に引き取る行動とか米軍基地を引き取る福岡の会とか、こういうようなことを安易に北栄町議会はまだまだ判断、これ賛成とか反対とか言えないというふうに私は思っておりますので、この陳情については不採択というふうに私は思っております。

○町田委員長

ほかに。奥田委員。

○奥田副委員長

特に、当然当事者の方の主観が非常に籠もったものなので、話の内容は分かりますし、斉尾委員も言われましたけど、沖縄だけで解決してほしい問題かどうかというのも、今の私にはちょっと判断を決めかねるところですので、材料が出そろってない状態なので、私は継続審査のほうで。

○町田委員長

それでは、意見が出そろいましたので、ここで審査をしたいと思います。採択と不採択、継続審査と、挙手をお願いしたいと思います。

まず、採択すべきものと思われる方は、挙手をお願いいたします。

[挙手なし]

○町田委員長

ゼロです。では、不採択とすべきもの。

[賛成者挙手]

○町田委員長

4名。継続審査。

[賛成者挙手]

○町田委員長

3名。ということで、不採択とすべきものが4名ですので、不採択になります。不採択の意見といたしましては、どのようにいたしましょうか。先ほど、不採択と言われた方

の中で、これはやっぱりそういう意見、意見書っていうか、こういうことを不採択の意見として、いかがですか。

○長谷川委員

普天間基地を本土に引き取ることについては、国民の十分な理解が得られていないためかな。そんな感じかな。

○町田委員長

不採択にした理由としては、でも北栄町議会で不採択の理由を言わないといけないんだけど、国民の理解でいいのだろうか。もうちょっと具体的に。

○長谷川委員

私も、個人的には沖縄の苦しみを本土に持ってくるようなことは駄目だというふうに思ってますんで、その言い方として、普天間基地を本土に引き取ることについては国民の十分な理解が得られていないということです。

○町田委員長

それでは最初から、その普天間基地をって最初にいいますかね。普天間基地を、本土に、移転。

○長谷川委員

移転でもいいと思いますけども。

○町田委員長

移転するのは、移転することが。

○長谷川委員

移転することに国民の十分な理解が得られていない。

○町田委員長

することに国民の理解が得られていないか。国民の理解が得られていない。局長。

○大庭局長

意見する立場ではないですけど、限定をされて、それを理由にされますか。普天間基地の引き取りのことだけを限定して、不採択の理由にされますか。

○町田委員長

ほかにも意見があったからですか。

○大庭局長

というところと、あと、こういった沖縄の関係のことになると、国防上の問題であって国において判断されるべきだとか、国において対応されるべきといったような意見でまとめられることが多いですけれど。

○町田委員長

そうか。この一点に絞って書くっていうよりは。

○大庭局長

どうですか。今の陳情項目のここだけが駄目で不採択にするっていうのが、ここの委員会の意見でもいいですか。

○町田委員長

だから、このいろんな要素、今言われたような意見がいっぱいあるから、それをまとめたような格好で、国の施策か何か、全体でいったほうがいいんじゃないかということですかね。

○大庭局長

こういう国防上の問題についてはそういった形での不採択が多いです。それと、この一点に絞って不採択の理由にするのが委員会の意見として（どうか）、皆さんが同意されればいいですけども、どうかなっていうところです。

○町田委員長
阪本委員。

○阪本委員

実は以前にもこういう陳情が全国の知事さんのところに出とって、それでやっぱりそのとおりだと、沖縄だけに責任を取らせることはよくないと。やっぱり基地は自分のところでも場所を提供するぐらいの気持ちでないといけないということで、採択したことがあると思うです。それで、同じような内容だったもんですから、当時採択したです。けども、今の国際情勢の中でこういうこと言っとった場合は、尖閣諸島でもしよっちゅうちよっかいかけてくるでしょう。ロシアは千島列島のほう、北方領土。やっぱり全く危機感がないじゃ駄目だと思います。けど、この本土に引き取るということがあれば、理解がしてもらえんと思うですよ。自分らが、なら、そうだそうだって例えばそうしたときは、知事会だったらそれでええかもしれんけども、けど決めるのはやっぱり国が日米安保条約に基づいてやっつとることですから、途中でやめる、やめやめなんて言っただって通用せんのですよ。

○町田委員長

そしたら、今、局長が言われたような、やっぱり国の問題みたいなような感じで、何かそのいい案はありますか。

○油本委員

言います。「基地を含む防衛上の問題は、地方の市町村レベルではなく国で解決すべきである」。

○町田委員長

地方の入れますか。国で解決すべきであるだけでもいい。

○斉尾委員

「安全保障問題は」にしましょう。

○町田委員長

「防衛上の」じゃなくて。

○阪本委員

やっぱり3番が気になるんです。1番、2番はそうだそうだっていって。

○油本委員

だから、1番2番3番っていうのは取っちゃって、要はそういうことです。

○町田委員長

じゃあ、基地をつくる……。

○斉尾委員

安全保障の観点から。

○町田委員長

安全保障。

○油本委員

ですから、国防の……。

○町田委員長

保障、防衛上の問題、どっちにしますかね。同じようなことを言ってるんだけど。

○斉尾委員

基地の問題は安全保障のアメリカとの条約ですからね。

○油本委員

この人は基地、基地って言ってるんで。

○長谷川委員

いいですか。私が思うには、やっぱり国の安全保障政策に関わることは当然なんだけども、だけども、じゃあ国で勝手にやんなさいよっていうわけにはならない。我々も国民の1人なんですから、やっぱり国民が合意できるものでなければならぬし、沖縄がこれまでの選挙でも度重なる意思表示をしてきたわけですね、基地を撤去してくれって、つくらせないっていうことを。だからそのことに答えるべきだとは思いますが、でも沖縄は、じゃあ、基地が必要だから本土のほうに移してくれとまでは言っていないと思うんですね。そこまでは言っていないと思うんです。

○町田委員長

ということは、これをちょっとまとめて文章にしないといけないんですけど。

○斉尾委員

「安全保障政策は国が関与するもので、一議会で責任を持てる事件ではない」。

○町田委員長

国が関与。

○斉尾委員

国が責任を持つもので、一議会で……。

○阪本委員

委員長。

○町田委員長

はい。

○阪本委員

継続っていう立場は2人あったかいな。

○町田委員長

3人です。

○阪本委員

3人だったかいな。これはね、どっちかっていうと無責任な判断なんですよ。だからこの基本条例をつくるときに、陳情者の思いを深く受け止めて、採択か不採択を決めましょう。そのためには……。

○油本委員

おっしゃるのは分かりますけど……。

○阪本委員

そのためには、陳情者のやっぱり意見を聞くという方法があるわけですね。参考人招致とか。

○町田委員長

分かりました。ちょっとそれに対して、油本委員。

○油本委員

決定は出ましたので、今は委員会意見をどうするかということです。阪本委員おっしゃるように、それは理解ももちろんできますけども、継続というのも1つの選択肢の中にある以上、それを私も行使させていただくと思っただけです。以上です。

○町田委員長

まあ、もう今の結果は不採択となりましたので、その不採択の意見書を取りまとめたと思いますので、今、まとめられる方。いろいろ今、出ましたけれども、何か、言いたいことは理解はできるんですけども。中山委員。

○中山委員

「基地を含む安全保障政策は国が責任を持つもので、地方議会の範疇にはない」。

○町田委員長

もう一度お願いします。

○長谷川委員

それやると、陳情自体をもう受け付けないっていう意味になる。

○中山委員

そうですね。

○阪本委員

初めから受理せなええ。

○町田委員長

ちょっときつ過ぎますか。

○斉尾委員

その最後の部分だけ変えればいいじゃないですか。前半の部分は採用しましょうよ。

○中山委員

「基地を含む安全保障政策は、国が責任を持つもの」で。

○斉尾委員

そこまではいいと思う。「である」で。

○中山委員

「ものである」。

○町田委員長

安全保障政策は……。

○長谷川委員

国っていったって、結局国民ですからね。その主体は。

○油本委員

国が主体となって……。

○中山委員

国が主体となってがいいですね。

○町田委員長

「国が主体となって、取り組むべきである」か。「安全保障政策は国が主体となって」の次がちょっと……。

○長谷川委員

だから、国、国って言っちゃうと、陳情そのものを否定することになるから、陳情権そのものをね、請願権とか。そこまでは言えない。だからまあ、国民の中でコンセンサスが得られてないという言い方しかないんじゃないかなと私は思いますけど。だから国民が住民ということで言い換えてもいいと思いますけど。その主な要因は、私は、本土に引き取りということが、結局次の沖縄をつくり出すことになるから駄目ですよ思ってるんで、ただまあ、ほかのことについても異議があるという方もあると思うんで、そういうものを包含した言い方があればいいんだけど。

○阪本委員

ええでないか。常任委員会では、多数決で不採択ということで。本会議でも諮るわけだけな。だから本会議でこれが変わることもあるけな。

○町田委員長

はい。でも今は、もう不採択になったので、その不採択としての意見書を今、一生懸命考えるんですけど。

○長谷川委員

不採択の理由をということでしょう。

○町田委員長

理由を。だから、長谷川委員が言いなるとは、この意見書、言われる人の気持ちは分からなくもないけれども、けれども……。

○長谷川委員

理解できる部分もあるけれども、理解できない部分もあると。十分なコンセンサスが得られてない部分もあると思うってことです。

○町田委員長

どうまとめる。誰か。

○斉尾委員

最初にこれ入れましょう。「陳情の趣旨は理解できるが、」これはいいんじゃないですか。

○町田委員長

そう入れたら別にね、国の責任みたいな、国が主体でってとっていいと思うけど。

○斉尾委員

一つ一ついきましょう。だから取りあえず……。

○長谷川委員

「本陳情の趣旨は理解できる部分もあるが」。

○油本委員

「理解できるが」、ですからそのその後で、「沖縄の基地を含む国防問題は、国が主体となって解決に向かうべきである」。

○町田委員長

できるが、安全保障じゃなくて国防。

○油本委員

言いたいことは一緒なんですから。

○町田委員長

問題は、国が主体となって解決するべき。

○油本委員

「解決に向かうべきである」がちょっと軟らかいかなと思って言ったんですけど。

○斉尾委員

国防問題を安全保障にしたらいけんか。

○油本委員

ですから、どこをどう触ろうが、今……。

○町田委員長

まあいい、いいじゃないですか。さっきのあれで。それでは、もう決めちゃいましょう。「本陳情の趣旨は理解できるが、国防問題は国が主体となって解決に向かうべきである」で、いいですか。（「はい」の声あり）はい。それでは不採択となりましたので、措置はなしでいいですね。

(3) [陳情第9号]中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情

○町田委員長

(3)番、行きます。陳情第9号、中国共産党による臓器収奪の即時停止並びに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情です。これに対して意見をお願いします。皆さんの。斉尾委員。

○斉尾委員

「これは外交問題であり、国が主体的に関わるべき問題である」と。「国が主体的に

関わるべき問題であり、本町は責任を持ってない」と。

○油本委員

いや、今は意見書をつくってるんじゃないかって、どっちなんですかって。

○斉尾委員

不採択。

○町田委員長

不採択ですね。

○油本委員

私は不採択の立場で述べさせていただきます。議会として、これ、採択、不採択の根拠がある本件の明確かつ具体的な情報が不足しておりまして、要は現時点で確認が、我々としては不可能であるため、及び町の利益に資するものと判断できないため、私はこれを不採択としたいと思います。以上です。

○町田委員長

情報不足。まあ、後でまたあれですけど。長谷川委員。

○長谷川委員

私も油本委員と同じ判断です。

○町田委員長

で、不採択か。

○長谷川委員

もう一つ言うと、いろいろネットで見ると、市とか県の段階って参考配布で審議してないんですね。審議して採択したところってなかなか見つけられないので。それと、陳情者がいろいろ変わって、自治体によって変わってるんだけど、当地の近い陳情者が個人名で出してるんですよ。でも、資料の中に、何か、会が中国共産党を抹殺っていうか、なくす会とかそんな機関誌みたいなものを載せてるホームページがあったんですよ。そういうことはそれこそ根拠のないことを言って、我々は確認できないのに、外交問題にそれこそ関わるような問題をいうっていうのも、事実かもしれんけれども、何か我々が確認できないですよ、情報があまりにも確定したものがなくて。だから、油本委員と同じ判断ですね。

○阪本委員

私も一緒にええです。

○町田委員長

これは兵庫県の井田さんという方が出しておられますね。

○長谷川委員

東京なんかでも出してる、いろんなどこに出してます、全国で。でも、それぞれ出したら名前が違う。

○町田委員長

分かりました。ほかに。中山委員。

○中山委員

中国で実際こういうことが行われているのだろうということはネットを見れば分かるんですけども、同時に日本政府のそれに対する対応がほぼない、マスコミの動きもないということもネット上には出てます。ただ、それを100%うのみにしていいかどうかっていうと、判断できないところがありますので、今回のこの陳情については不採択が適切かと思います。

○尾嶋委員

自分も不採択でいきたいと思います。油本委員のおっしゃるとおりだと思いますので。

- 町田委員長
はい。奥田委員。
- 奥田副委員長
私も不採択で、中山委員と同じで、ネットとか調べて情報とかある程度は把握ができるですけど、結局はそれは事実かどうかははっきりしたことも分からないし、報道もされてないので、ちょっと不採択。
- 町田委員長
判断しにくい。
- 奥田副委員長
はい。
- 町田委員長
じゃあ、意見が出尽くしましたので、審査をします。採択と不採択とお尋ねします。
では、この陳情に、採択と思われる方は挙手をお願いします。
〔挙手なし〕
- 町田委員長
ないですね。不採択という方は挙手をお願いいたします。
〔賛成者挙手〕
- 町田委員長
全会一致で不採択に決定しました。委員会の意見。これは、もうさっきから言われているような、要は情報不足だわね。委員会意見、どのようにしましょうか。
- 油本委員
「本陳情の判断の根拠となる具体的な情報が不十分であり、議会として不採択」。
- 町田委員長
もう一度お願いします。
- 油本委員
「本陳情の判断の根拠となる具体的な情報が不十分であり、議会として採択できない」。
- 町田委員長
具体的な情報が不十分。
- 長谷川委員
具体的事実。
- 油本委員
事実でもいいですね。
- 町田委員長
はい。もう一度言います。「本陳情の判断の根拠となる具体的な情報が不十分である」。
- 油本委員
「本陳情の根拠となる具体的な情報が不十分である。委員会としては判断できない」。
- 町田委員長
で、よろしいですか。いいですか。本陳情の……。
- 大庭局長
確認します。「本陳情の根拠となる具体的な情報が不十分であるため」で、よろしいでしょうか。
- 町田委員長
よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、もう（委員会）意見ができましたので、もうこれはいいですねこれは、次に進んで。これでようやく陳情は終わりました

た。

5 協議事項

(1) 閉会中の継続調査申出(所管事項)について

○町田委員長

5番目の協議事項に入ります。これは、閉会中の継続審査の申出(所管事項)については、申出をする、しない。するでいいですね。(「異議なし」と呼ぶ者あり)する場合、調査内容、総務教育常任委員会の所管する事項でよろしいですか。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(2) 閉会中の継続調査申出(特定事件)について

○町田委員長

2番目の閉会中の継続調査申出(特定事件)について。これは、視察研修のことですけれども、5ページ、6ページを御覧ください。これに研修の内容が書いてありますが、これでよろしいですね。何か、すみません、ちょっと事務局のほうから。

○福嶋主幹

1点、この後、視察の話でもしたいと思ってるんですけど、この今日の資料の6ページの(2)調査先のところで、宮城県仙台市の中で、七郷市民センターというところを当初予定していました。複合的な施設の中で、防災拠点であることと、児童館併設があるようなことがあってここを選んでいたんですけど、その後、仙台市のほうと話す中で、ここよりも、場所は若林区の同じ区内なんですけど、中央センターか、それかもう一つ、名前が、もう一つ、ちょっと名前また後で出しますね。

○町田委員長

センター、この前に書いてあるセンターのことではない。

○福嶋主幹

七郷じゃなくて、若林区の中にでも幾つかあるんですけど、中央センターか、違うセンターのほうがお勧めで、そちらが同じような機能を持っているし、ここよりも近いし大きいということもありまして、ここは違う施設に行くと思いますが、同じ目的は果たせると思いますので、そこが変更になることを御了解いただきたいです。

○町田委員長

はい。ということで、皆さんほかに御意見、質問。(「ありません」と呼ぶ者あり)ありません。はい。これは、なので、さっきに戻りまして、特定事件については、これでよろしいですね。御覧になっておいてください。

(3) 出前座談会の委員会報告について

○町田委員長

3番目の、出前座談会の委員会報告について。7から8ページ。

○大庭局長

出前座談会ですけれども、全協で説明をさせていただいた以降に、1件追加で申出がありまして、最終的に6自治会に出向いていただくこととなります。それと、今、班分けはしているんですけども、出前座談会でしていただく委員会報告書、今まで全員がこれをつくって、委員長に出して、それを委員長がまとめて事務局に提出していただくという流れだったということをお伺いしました。今回、参考例を出しましたので、これを基に各委員の皆さんが9月26日月曜日までに、委員長のほうへ提出をしていただきたいと思っております。

○町田委員長

委員長にですか。

○大庭局長

委員長に。それを委員長がまとめていただいて、事務局に出していただくことになりますので、委員の皆さんの提出は委員長です。6月と9月の定例会、それからその間にあった臨時会等も含めて、まとめていただけたらと思います。元データはそれぞれの委員さんにメールで送付をいたしますので、皆さんがまとめていただいて、委員長……。

○町田委員長

書式は。

○大庭局長

書式はメールで送りますので、9月26日の月曜日までに委員長へ提出をお願いします。委員長はそれをまとめていただいて、10月3日までに事務局へ提出をお願いいたします。以上です。

○町田委員長

10月3日までですか、私は。

○大庭局長

はい。

○町田委員長

これについて、皆さん何か。皆さんでこの6月・9月議会の、このここに書いてありますような内容の予算、条例とかいろいろありますけども、こんなような書き方で6月・9月分を皆さんで上げてほしいと思います。これについてはよろしいですか。9月26日で、日にちがあまりありませんけれども、よろしくをお願いします。どうだろう、私にとって言われても、何でもらえばいい。何でもいいか。

○長谷川委員

事務局経由でいいんですか。直接か。

○大庭局長

直接です。皆さん（メールアドレスを）知っとられると思うんですが、名簿をお渡ししていますので。

○油本委員

直で送れば紙だろうがメールだろうが、送れば委員長がまとめてそれを事務局に渡す。

○町田委員長

要はメールで送ってくるわけね。はい。分かりました。それではよろしくお願ひいたします。油本委員。

○油本委員

要は、もちろん委員長がまとめられますけども、それに対してもう一回委員会でチェックというのはないんですか。

○長谷川委員

そら、せないかんでしょ。

○油本委員

全協でやるんですよね。

○大庭局長

10月3日が両委員会の締切りです。で、10月13日の行政報告会の後に、全協をして見ていただくことにしているので、その間に皆さんに見ていただくっていう時間が多分ないかなと思ってますけど。確認されたほうがよろしいですか。

○油本委員

一応見るべきかなと思います。

○長谷川委員

なら、まとめたものをメールで配付して。それで意見があれば出す。

○町田委員長

それがいい。

○油本委員

もし万一、誤字脱字、不測の間違いがあつたらいけんじゃないですか。

○町田委員長

それはまたチェックしてもらわないといけん。

○大庭局長

そうしましたら、10月3日までに委員長が事務局に出していただく、それを事務局から皆さんに送るといふ形でさせていただきたいと思います。

○町田委員長

だから、集まったときでなくても、皆さんがそれ見られて、これおかしいよつていうことがあつたら……。

○大庭局長

その意見は事務局のほうにいただいて、それを修正して全協にかけるということ。

○町田委員長

という段取りになります。よろしくお願いします。

○斉尾委員

これってね、いいですか。

○町田委員長

斉尾委員。

○斉尾委員

今、これ見ると、6月定例会からつていふふうにつえれるんですけど、それでいいかいな。3月定例会は。

○油本委員

6月・9月つて書いてあるんですが、要は参加をされる方からそれ以前の質問があれば、そのときに説明する。ですから、あくまでこれは参考ですので、6月・9月の分をここに提出はします。それ以前のことに関して参加された方から質問があれば、そこに出た議員が答えると。それでいいかとは思いますが、いかがでしょうか。

○町田委員長

よろしいですか。

○斉尾委員

そうやっていただければいいです。

○町田委員長

はい。同じ意見が書いてあれば一つにします。はい、よろしいですか。もう1時もなりますから。

(4) 令和4年度委員会視察について

○町田委員長

令和4年度委員会視察について、事務局より説明をお願いします。

○福嶋主幹

では、今日別とじにしてます、視察資料を御覧ください。調査内容ほかはこれまで委員会で話し合つてきたことなどを書いておりますので、変更はないです。調査時期の3

日間の行程は、今日の資料4ページに行程表がありますが、この予定で今、進めています。皆さんから質問事項の取りまとめをさせてもらってしまして、それが2ページ、3ページにあります。皆さんから寄せられたのをそのままここに書き落としてるだけなので、重複しているものとかあると思います。今日これをもんでも時間かかるだけだと思うので、もしよければ委員長と事務局などで、落としたり絞ったりして、もうちょっとスリムにしてまとめたらなと思います。委員会でされてもいいですし、委員長さんと複数、誰かでまとめられてもいいですし、ここはもうちょっとまとめたいなどは思っています。あと、参加者はこのメンバーの8人と、それから所管課から中央公民館の渡辺館長と、生涯学習課の前田課長が随行職員で行かせてもらいますので、よろしくお願ひします。この研修が終わりましたら、5ページ、6ページに報告書をつけておりますけども、こういった形で研修報告をしてもらうことになります。皆さん一人一人に書いてもらって、それを委員会として1つにまとめたものをまた議会でも報告する場面がありますので、まとめていきますが、ひとまず皆さんからの報告はこの様式で、研修が10月の終わりで、(報告は)11月の中旬ぐらいまでで締切りと今、予定を書き込んでますけど、いいですかね、このような流れでさせてもらって。

○町田委員長

じゃあ研修が済んだら各自報告書を書いて、事務局にメールなりするということですね。これは研修が済んでからですから、28日以降ですね。

○福嶋主幹

終わってからですので、そういう予定があることを心得ておいてください。

○長谷川委員

報告締切り11月何日か。

○福嶋主幹

18日で、6ページの下のほうに提出締切りで記載していますが、この予定で。

○町田委員長

じゃあこれに沿って、各自お願いします。

○福嶋主幹

この締切日は、今、仮で書いてますけど、議会の資料に間に合うようにしようと思ったらもうちょっと早くなるかもしれませんので、ここは動きがあると思っておいてください。質問の取りまとめは、どうしましょうか、もうちょっとスリムにするのは。

○町田委員長

どうしましょう。

○油本委員

だから、通告なんでしょう、いわゆる向こうへの。それは通告であって、それは委員長一任でまとめてもらって、だからこれに漏れたものを我々が現地で言えばいいんですよ。

○福嶋主幹

分かりました。じゃあ委員長、また確認し合って。このような意見が出ておりますので、またそのときの時間とか流れによって質問したいことが変わってくるかもしれませんが、ひとまず通告としてはこれを出させてもらいたいと思います。

○町田委員長

これはいつまでに向こうに出さないけんですかね。

○福嶋主幹

いつまでとは言われてないですけど、向こうも担当課に回答をもらったりする時間が要るので、もうほぼここに書いてあるので、ここから同じのを削るぐらいで出したいな

と思います。

○長谷川委員

あんまり重複したようなもの、なさそうな感じがしますけど。

○福嶋主幹

同じようなことがあったら、こちらで仕分させてもらいます。随行職員にも見てもらって、また補足があればと思いますが、その辺は任せてもらうということで。

○長谷川委員

職員の方も聞きたいことがあるでしょうけどね。

○町田委員長

皆さんの中でこれ御覧になって、これもうちょっと聞きたいなっていうことがありましたら再度。大体あったら教えてくださいとは言ってたんですけども、出たのは3人分ぐらいかな。なので、皆さん出されてないということは特に意見はないっていうことかも分かりませんが、やっぱりこれ聞かんといけんなということがあれば、今なら間に合いますので、また、事務局のほうに。

○斉尾委員

当日でも大丈夫かな。

○油本委員

当日でもいいんですから。

○斉尾委員

これ答えるだけで時間なくなっちゃう。

○油本委員

これは通告ですから、向こうが答えやすいように。

○長谷川委員

結局これだけは聞きたいっていうことは教えてよって、確実に答えるためには教えてってことでしょ。

○町田委員長

そうです。向こうが困られんように、事前にね。はい。見といてください。でも、もう出してくださいって言って出してもらった後なので、もうこれ以上ということはあんまり考えられませんので。

○福嶋主幹

もう1点いいですか。今、皆さん名刺をお持ちだと思うんですけど、もし視察に行かれる前に作りたいとかありましたら、際になるとなかなか作りにくくなってきますので、御自分でオリジナルで作られる分は特に何も言いませんけど、コナンを使いたいっていうようなことがありましたら、こちらを通しての作成になりますので、御希望の方は事務局誰でもいいですって言ってもらったら手配しますので。大体100枚単位で2,200円ぐらいです。コナンがついた名刺はそのように作れますので、御案内しときます。

それと、視察する中で、事務局の職員は行きませんので、委員会で主にいろいろお金の手配とかしてもらおうことになると思うんですけど、この会の中では特にまだ話ませんが、今後、途中でタクシーを呼んだりするような手配があります。そういう細かいことをまた個別にお願いしたりするようになると思いますので、そういうことがあると心得ておいてください。お願いします。

○斉尾委員

副委員長だな。

○長谷川委員

副委員長だけじゃなくて、委員長と副委員長で。

○油本委員

ちょっと質問いいですか、ここに関して。まず、この人数なんですけれども、随行員2名プラス我々8名、今おっしゃったんですね。なのに、この行程表には11名となっているのはなぜ。

○福嶋主幹

7月の時点で作ったもので、ちょっと古いものしか今、提示してなくてごめんなさい。1名プラスで報告してたもので、すみません。全くのミスですので。気にしないでください。10名です。

○油本委員

気にしますよ。じゃあ、これ10名ですね。また新しいのをもらえらると思っていいですよ。

○福嶋主幹

はい。まだ古いので、すみません。

○油本委員

それと、すみません、ちょっと専門的なことになるんですが、この行程表はまだ仮ですよ。

○福嶋主幹

そうです。

○油本委員

正式なものになると、この例えば旅行会社プラス営業所の後に、例えば一般旅行取扱主任者だとか、そういう、今の旅行は国内旅行取扱主任者だとか、そういう多分名前が必ず必要になりますんで、それを旅行会社に確認しておいて。今の時点では要らんかもしれんけど。

○福嶋主幹

はい、分かりました。

○町田委員長

尾嶋委員。

○尾嶋委員

鳥取空港までは各自で行くんですか、これ。鳥取空港8時35分。

○長谷川委員

誰か車出してもらって、乗り合わせで行って、鳥取空港に止めとくということをしてましたけど。どうせないけんっていうことはない。

○町田委員長

事務局のほうからお願いします。

○福嶋主幹

すみません。車の手配とか細かいことはまだ詰めてませんで、申し訳ないですけど、北栄出発になると、バスが出てればそれを活用したり、もうちょっと旅行会社と詰めたと思いますので、すみません。まだ細かいことができてないのが現状です。

○尾嶋委員

分かりました。

○町田委員長

まだちょっとはつきりしてないようです。すみません。

(5) その他

○町田委員長

ということで、今日はもう盛りだくさんで、もう1時過ぎてしまいました。申し訳ありません。ということで、あと何かその他ありますか。何かありますか、皆さん。
(なし) 事務局のほうは、ないか。(なし)

6 その他

○町田委員長

最後のその他もないですね。ないですね。「ありません」と呼ぶ者あり) はい。
そしたら、当面、出前座談会の報告書を9月26日までに私のほうまで、すみませんがまとめて送っていただくように、当面、一番急ぐのはそのことだと思しますので、よろしくお願ひいたします。

7 閉会 (13:10)

○町田委員長

ということで、皆さん本当に長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。これで委員会閉会します。